

令和 5 年

富岡町議会会議録

第 3 回 定例会

6 月 15 日 開会 ～ 6 月 16 日 閉会

富岡町議会

令和5年第3回富岡町議会定例会会議録目次

第1日 6月15日(木曜日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	3
○欠席議員	3
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸報告	6
○議案の一括上程	10
○提案理由の説明及び一般町政報告	10
○一般質問	12
堀 本 典 明 君	13
佐 藤 教 宏 君	24
○散会の宣告	38
散 会 (午前11時33分)	38

第2日 6月16日(金曜日)

○議事日程	41
○本日の会議に付した事件	41
○出席議員	41
○欠席議員	42
○説明のため出席した者	42
○事務局職員出席者	42
開 議 (午前 9時00分)	44

○開議の宣告	4 4
○議事日程の報告	4 4
○会議録署名議員の指名	4 4
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	4 4
○委員会報告	5 8
○動議の提出	6 1
○閉会の宣告	6 1
閉 会 （午前10時31分）	6 2

第 3 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和5年第3回富岡町議会定例会

議事日程 第1号

令和5年6月15日(木) 午前9時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会広報特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務文教常任委員会報告
- 6、産業厚生常任委員会報告

日程第4 議案の一括上程

- 報告第 7号 令和4年度富岡町継続費繰越しの報告について
- 報告第 8号 令和4年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について
- 報告第 9号 専決処分の報告について
- 議案第30号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第31号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第32号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和5年度の町税等の減免に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第33号 工事請負契約について
- 議案第34号 動産の取得について
- 議案第35号 令和5年度富岡町一般会計補正予算(第1号)

日程第5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第6 一般質問

日程第7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 報告第 7号 令和4年度富岡町継続費繰越しの報告について
- 報告第 8号 令和4年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について
- 報告第 9号 専決処分の報告について

- 議案第 3 0 号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 3 1 号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 2 号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和 5 年度の町税等の減免に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 3 号 工事請負契約について
- 議案第 3 4 号 動産の取得について
- 議案第 3 5 号 令和 5 年度富岡町一般会計補正予算（第 1 号）
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会広報特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務文教常任委員会報告
- 6、産業厚生常任委員会報告

日程第 4 議案の一括上程

- 報告第 7 号 令和 4 年度富岡町継続費繰越しの報告について
- 報告第 8 号 令和 4 年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について
- 報告第 9 号 専決処分の報告について
- 議案第 3 0 号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 3 1 号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 2 号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和 5 年度の町税等の減免に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 3 号 工事請負契約について
- 議案第 3 4 号 動産の取得について
- 議案第 3 5 号 令和 5 年度富岡町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第 6 一般質問

○出席議員（10名）

1番	堀本典明君	2番	佐藤教宏君
3番	佐藤啓憲君	4番	渡辺正道君
5番	高野匠美君	6番	遠藤一善君
7番	安藤正純君	8番	宇佐神幸一君
9番	渡辺三男君	10番	高橋実君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	山本育男君
副町長	高野剛君
副町長	竹原信也君
教育長	岩崎秀一君
会計管理者	植杉昭弘君
総務課長	志賀智秀君
企画課長	杉本良君
税務課長	斉藤一宏君
住民課長	猪狩力君
福祉課長	飯塚裕之君
健康づくり課長	黒澤真也君
生活環境課長	遠藤博生君
産業振興課長	原田徳仁君
都市整備課長	大森研一君
教育総務課長	松本真樹君
生涯学習課長	坂本隆広君
郡山支所長	佐藤邦春君
いわき支所長	猪狩直恵君
総務課課長補佐 兼秘書係長	大和田豊一君
産業振興課 課長補佐	佐藤美津浩君
代表監査委員	坂本和久君

○事務局職員出席者

参 議 事 會 務 局 兼 局 長	小 林 元 一
議 會 兼 庶 務 局 主 任 長	杉 本 亜 季
議 會 庶 務 局 主 事	高 橋 優 斗

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(高橋 実君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第3回富岡町議会定例会を開会いたします。

○開議の宣告

○議長(高橋 実君) 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(高橋 実君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長(高橋 実君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず初めに、今定例会における会期及び日程等について、去る6月9日の議会運営委員会において審議をしていただきました。その結果、会期は本日から16日までの2日間とする旨の答申を受けておりますので、ご報告いたします。

次に、6月5日に令和5年度福島県町村議会議長会の定期総会が開催され、その席上で町村議会議員として11年以上在職の自治功労者表彰が行われました。本町議会から遠藤一善君、安藤正純君、宇佐神幸一君の3人が受賞いたしましたので、ただいまより表彰状の伝達を行いますので、演台の前にお進みください。

〔表彰状の伝達〕

○議長(高橋 実君) ここで遠藤一善君、安藤正純君、宇佐神幸一君よりそれぞれご挨拶をいただきたいと思います。

6番、遠藤一善君。

〔6番(遠藤一善君)登壇〕

○6番(遠藤一善君) このたびは表彰ということでいただきまして、ありがとうございます。震災後がむしゃらに頑張ってきた11年だったかなと思います。頑張ってきたのも議員の諸先輩方をはじめ、執行部の皆様に、そして住民の皆様に後押しをしていただけたおかげかなと思います。今後とも誠心誠意頑張っていきますので、よろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。(拍手)

○議長(高橋 実君) 次に、安藤正純君。

〔7番(安藤正純君)登壇〕

○7番（安藤正純君） このたびの表彰を励みに、さらなるスキルのアップを目指します。町民の皆様及び富岡町の復興、発展のため尽力したいと思っております。

本日は誠にありがとうございました。（拍手）

○議長（高橋 実君） 次に、宇佐神幸一君。

〔8番（宇佐神幸一君）登壇〕

○8番（宇佐神幸一君） 表彰いただきまして、誠にありがとうございました。10年ちょっと議員をやってきて何を残したかというのは、まだ足りない部分はあるかと思えます。これからは、議会活動においても真摯に受け止め、いろいろと町のため、町民のために尽くしたいと思えます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（高橋 実君） 次に、令和5年第2回双葉地方広域市町村圏組合議会定例会について、文書をもって報告しておりますので、御覧いただくようお願いいたします。

また、陳情書3件を受理し、この写しを委員会報告書の80ページから87ページまで添付しておりますので、御覧いただきたいと思えます。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（高橋 実君） 次に、日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

8番 宇佐神 幸 一 君

9番 渡 辺 三 男 君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（高橋 実君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から16日までの2日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から16日までの2日間と決定いたしました。

○諸報告

○議長（高橋 実君） 次に、日程第3、諸報告に入ります。

初めに、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員。

〔代表監査委員（坂本和久君）登壇〕

○代表監査委員（坂本和久君） 皆さん、おはようございます。それでは、監査委員より例月出納検査のご報告をいたします。

5 監第4号、令和5年6月15日、富岡町長、山本育男様、富岡町議会議長、高橋実様、富岡町監査委員、坂本和久、富岡町監査委員、宇佐神幸一。

例月出納検査報告書。例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記。1、検査の対象。(1) 令和5年2月・3月・4月（令和4年度4月分・令和5年度4月分）。

(2) 一般会計及び特別会計。(3) 歳入歳出外現金。

2、検査の時期。令和5年3月20日・4月20日・5月18日。

3、検査の結果。(1) 収支出納関係諸帳簿及び整備の状況、適切であると認めた。(2) 違法または不適切と認めて指示した事項、なし。(3) 検査時における現金及び予算執行の状況、適切であると認めた。

別紙については、記載のとおりですので、朗読を省略いたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 次に、委員会報告に入ります。

議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

4番、渡辺正道君。

〔議会運営委員会委員長（渡辺正道君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（渡辺正道君） おはようございます。報告第11号、令和5年6月15日、富岡町議会議長、高橋実様、議会運営委員会委員長、渡辺正道。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、(1) 議案審議について、(2) 6月定例会の会期及び日程について、(3) その他。①一般質問について、②陳情について、③その他。

2、審査の経過。回数、第1回、日時、令和5年6月9日午前8時45分、場所、富岡町役場第一委員会室、出席委員5名、欠席委員なし、説明出席者、総務課長、同補佐、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。第1回、(1) 議案審議について。6月定例会に町長提出予定の議案等の内容について、総務課長より説明を受けた。提出予定議案は次のとおり。報告案件3件、人事案件1件、条例の一部改正案件2件、工事請負案件1件、財産の取得案件1件、補正予算案件1件、合計9件。(2) 6月定例会の会期及び日程について。6月定例会の会期日程については、会期を6月15日から16日ま

での2日間とすることに決し、議長に答申した。(3)その他。①一般質問について、一般質問の通告2名について、議会事務局長より説明を受けた。②陳情について、提出のあった陳情3件について、議会事務局長より説明を受けた。③その他、小良ヶ浜地区、深谷地区の現地確認の概要について、議会事務局長より説明を受けた。また、マスクの着用やアクリル板設置の継続について審議し、今定例会においてはマスクを着用、設置されたアクリル板の前における発言時のみ外すこととした。

以上です。

○議長(高橋 実君) ただいま議会運営委員会委員長より報告がありました。委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会広報特別委員会の報告を委員長より求めます。

5番、高野匠美君。

〔議会広報特別委員会委員長(高野匠美君)登壇〕

○議会広報特別委員会委員長(高野匠美君) おはようございます。報告第12号、令和5年6月15日、富岡町議会議長、高橋実様、議会広報特別委員会委員長、高野匠美。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第214号の編集について、(2)その他。第4回、(1)とみおか議会だより第214号の最終校正について、(2)その他。

2、審査の経過は記載どおりです。後ほどお読みください。

3、審査の結果。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第214号の編集について。とみおか議会だより第214号企画表に基づき、議会報編集の事務分担を決めた。表紙は、夜の森さくらフェスタの写真とすることに決した。巻末「ちょっとひとこと」は、従来のインタビュー形式ではなく、町立小中学校の卒業式、にこにこ子ども園の卒園式及び入学式、入園式の写真に掲載することに決した。とみおか議会だより第214号の今後の作成スケジュールについて協議し、本特別委員会を4回開催することに決した。リード記事の審査及び編集、質疑応答のピックアップ、レイアウトの審議を実施した。第4回、(1)とみおか議会だより第214号の最終校正について。議会報の最終校正及び内容確認等を実施した。

以上です。

○議長(高橋 実君) ただいま議会広報特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件については、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、渡辺三男君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君） 改めまして、おはようございます。報告第13号、令和5年6月15日、富岡町議会議長、高橋実様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺三男。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（令和5年2月・3月・4月分）について、2、（1）東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について、（2）その他、3、その他。

2、審査の経過。審査の経過についてはお読み取りください。

3、審査の結果。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（令和5年2月・3月・4月分）について。原子力発電所通報連絡処理簿に基づいた福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所の通報内容について、生活環境課より説明を受けた。議員からは、施設の不具合に対する現在の対応について質疑が出された。2、（1）東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について。廃炉に向けた主な作業項目と現在の作業の進捗状況について、東京電力ホールディングス（株）より説明を受けた。議員からは、国、県、東京電力の海域モニタリングに関する情報公開資料の一元化や今後の処理水放出のスケジュールを早期に出すよう要望が出されたほか、1号機の内部調査の機器や状況に関する事、現在行われている取組に関する事などの質疑が出された。（2）その他。福島第二原子力発電所新企業センターの概要及び賠償に係る請求書、ダイレクトメールの誤発信等について、東京電力ホールディングス（株）より説明を受けた。議員からは、新たな企業センターを建設するに当たり、地元住民への十分な説明や周辺環境への配慮、安全対策の徹底など要望が出された。誤発送に関しては、運用面や体制について厳しい意見が出された。3、その他。

終わります。

○議長（高橋 実君） ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長の報告が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、原子力発電所等に関する特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、所管事務の調査については文書をもって報告しておりますが、委員長報告に対し1人1回の質疑を許可することになっておりますので、質疑を許します。

まず初めに、総務文教常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

以上で所管事務の調査についてを終わります。

以上をもって委員会報告を終わります。

これをもって諸報告を終わります。

○議案の一括上程

○議長（高橋 実君） 次に、日程第4、議案の一括上程を行います。
事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○提案理由の説明及び一般町政報告

○議長（高橋 実君） 次に、日程第5、提案理由の説明及び一般町政報告を行います。
町長より提案理由の説明及び一般町政報告を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 皆さん、おはようございます。新緑の季節も過ぎ、季節は初夏を迎えようとしております。去る4月1日午前9時に岸田内閣総理大臣、渡辺復興大臣、内堀福島県知事、太田現地対策本部長ご臨席の下、我が町が誇る満開の桜と多くの町民の笑顔に迎えられ、悲願であった特定復興再生拠点区域の避難指示の解除が実現いたしました。ここに至るまでには、国や福島県など関係機関と幾度も協議を重ねるとともに、議員の皆様には解除に当たっての安全、安心の確保や解除後も必要となる継続的な取組などについて、数々の貴重なご提言をいただきました。この場をお借りして、議員の皆様をはじめ、ご尽力を賜りました関係各位に改めて深く感謝を申し上げます。

また、4月8日、9日には、避難指示解除後に初となる桜まつりを開催し、西村経済産業大臣にもご参加いただくなど、大変多くの方のご来場をいただきました。復興へようやく一步を踏み出したばかりの避難指示解除地域におきましては、これからが本格的な復興、再生への始まりであり、長年にわたり避難を余儀なくされた地域住民の皆様がふるさと富岡での平穏な日常生活を取り戻し、充実した暮らしを送ることができるよう知恵を絞り、有効な施策の実現に努めなければならないと考えております。

また、福島イノベーション・コースト構想を下支えし、創造的復興の中核拠点として国が設立する福島国際研究教育機構、F-R-E-Iの波及効果を当町へ誘導するために、小良ヶ浜地区避難指示解除区域においては新たな産業団地を造成することとし、令和5年度予算に基本計画策定に係る予算を計上しております。そして、残された帰還困難区域全域の避難指示解除を実現し、富岡町の全ての地域において真の復興が達成されるよう、町民の皆様をはじめ、議員の皆様、さらには富岡町に関わる全ての方々と一致団結して、富岡町の復興、創生に向けて果敢に挑戦を続けなければならないと決意を新たにしたところであります。

それでは、令和5年第3回富岡町議会定例会を開催するに当たり、さきの定例会以降の町政についてご報告申し上げ、次いで今定例会に提案いたしました議案等についてご説明申し上げます。

初めに、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域について申し上げます。今月2日、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律が成立し、さきの全員協議会において、内閣府より、特定復興再生拠点区域外の避難指示解除による住民の帰還及び帰還後の生活の再建を目指す特定帰還居住区域についての説明がありました。このことを踏まえ、町といたしましては、小良ヶ浜、深谷両地区の住民の皆様との意見交換をさらに深めながら、両地区の土地利活用の将来ビジョンを描くとともに、帰還を希望する地域住民の皆様の生活圏を踏まえ、集落内を面的に除染することを国に強く求め、安全、安心の確保を図ってまいります。小良ヶ浜地区、深谷地区の一日も早い避難指示解除と町内全域の均衡ある発展に向け、全力で取り組んでまいりますので、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。なお、特定復興再生拠点区域復興再生計画における小良ヶ浜地区、深谷地区の集会所

や墓地、主要な道路など、点拠点や線拠点の避難指示解除につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げましたとおり、本計画期間の延長手続を行い、5月19日に受理されましたことから、引き続き早期の除染完了と避難指示解除を目指し、調整を進めてまいります。

次に、リフレ富岡跡地の利活用について申し上げます。避難指示が解除された夜の森地区における地域振興の拠点として買物環境を備え、住民の憩いと交流の場となる温浴施設を複合的に建設、整備することを念頭に、4月の行政区長会において、事業の概要説明を行ったところです。区長の皆様からは、買物環境の必要性や良質な源泉を活用することなどのご意見や、町の財政を圧迫することのないよう、整備に当たっては、町民の声を聞いた上で慎重に進めてほしいといったご意見をいただきました。今年度においては、施設の規模感や運営のコンセプト等をしっかりと検討し、当施設の跡地の利用計画や収支計画等のビジョンを明示することにより、町民の皆様や議員の皆様のご理解を得たいと考えております。その上で、夜の森地区における生活環境のさらなる向上を図るとともに、親しみのある交流の場となるよう、可能な限り早期の整備を目指してまいります。

次に、先月8日より新型コロナウイルス感染症に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが、新型インフルエンザ等感染症と同等の2類相当から季節性インフルエンザなどと同じ5類感染症に変更されました。これにより、法律に基づき、行政が様々な要請、関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重した取組へと対応が変更となります。具体的な変更内容としては、これまでのように一律に日常における感染対策を求めないこと、感染症法に基づく新型コロナ陽性者及び濃厚接触者の外出自粛を求めないこと、受診可能な医療機関が限定されていたものが幅広い医療機関で受診可能となること、医療費等について健康保険が適用され、自己負担が基本となるものの、一定期間は公費支援が継続されることなどです。これを契機に相対的にウィズコロナにシフトし、家庭、学校、職場や地域といったあらゆる場面で日常を取り戻すための取組を着実に進めることができる状況となりました。町といたしましても、接客を伴わない自席における執務中の職員のマスク着用は義務としないことなど、これまでの一部の対応については緩和することとしておりますが、新型コロナ感染症が完全に終息したわけではありませんので、今後の感染状況の推移や他自治体等の対応などの動向にも注視しつつ、当面はこれまでの基本的な感染対策を継続する方針としております。

次に、今定例会に提出しております議案等について申し上げます。今定例会には報告案件3件、人事案件1件、条例の一部改正案件2件、工事契約案件1件、財産の取得案件1件、補正予算案件1件の計9件の議案等を提出しております。詳細につきましては、それぞれの議案審議の際にご説明申し上げますが、いずれも町政執行上重要な案件でありますので、慎重審議の上、速やかなる議決を賜りますようお願いを申し上げ、町政報告及び提案理由の説明といたします。

○議長（高橋 実君） これをもって提案理由の説明及び一般町政報告を終わります。

○一般質問

○議長（高橋 実君） 次に、日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

まず、1番、堀本典明君の登壇を許します。

1番、堀本典明君。

〔1番（堀本典明君）登壇〕

○1番（堀本典明君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1番、移住定住促進について。（1）、町の最重要課題である移住、定住促進について、町有地を利用した住宅地の整備等、費用負担の少ない、移住のニーズに対応する準備が必要と考えるが、町の考えをお聞かせください。

（2）、テレワークの普及で移住を希望する条件には、高速ブロードバンド環境の充実が必要であると考えますが、町の考えはいかがでしょうか。

（3）移住、定住には子育て環境の充実が必要であり、今後町はどのような施策を考えているでしょうか。

大きな2番、行政のデジタル化について。（1）、2020年12月の総務省による自治体DX推進計画策定や2021年9月のデジタル社会形成基本法施行とデジタル庁発足など、行政DXに関する動きが活発化しておりますが、町の現在の取組状況はいかがでしょうか。

以上、大きな2点、ご答弁お願いいたします。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 1番、堀本典明議員の一般質問にお答えいたします。1、移住定住促進について。（1）、町の最重要課題である移住、定住促進について、町有地を利用した住宅地の整備等、費用負担の少ない移住のニーズに対応する準備が必要と考えるが、町の考えはについてお答えいたします。町は、令和4年3月に移住、定住相談の窓口として、とみおかくらし情報館を開設し、住宅や仕事の情報提供、各種支援制度の紹介やお試し住宅の管理運営など、移住、定住の促進に努めております。移住を検討する方々が移住先を選択する際に重要な点は、住まいや仕事、教育、子育て環境、豊かな自然などであり、住まいにおいては、良好かつ廉価な住宅の確保が特に重要とされていることと認識しております。このため、まず行政自らが帰還や移住される方の住宅を提供することにより、その後の広がりにつながるよう、借り上げ型町営住宅の運営と既存町営住宅の復旧整備を行い、入居を希望する皆様に対し、順次供用を開始しております。また、町外からの移住と定住を促進するため、昨年度、戸建住宅を対象として運用を開始した貸主への片づけ費用及び借主への改修費の補助や家賃の低廉化に対する補助を行う住まいの確保支援事業において、今年度から対象を拡充し、集合住宅で

も家賃低廉化補助を行うことといたしました。さらに、定住化促進対策助成事業において、町内に10年以上居住する方の住宅取得、またはリフォームに係る費用の一部補助も実施しております。今後も町営住宅の入居案内や住まいの確保支援事業などの移住に関する情報発信を積極的に行うとともに、住宅用地への町有地の利活用についても、不動産市場の動向等を見極めながらも、先行事例の研究を行うなど、定住人口の増加を目指した取組を検討してまいります。

次に、(2)、テレワークの普及で移住を希望する条件には高速ブロードバンド環境の充実が必要と考えるが、町の考えはについてお答えいたします。近年、コロナ禍を背景としたテレワークの導入などにより、首都圏を中心として地方への移住の関心が高まっている中、円滑にテレワーク等を進める上で、大容量の情報を迅速に送受信することができる高速ブロードバンド環境の充実は、移住検討者の重要な判断材料であると同時に、行政サービスの向上や産業の振興、地域の活性化にもつながるものと認識しております。このため、役場庁舎や学びの森に無料で自由に利用できるWi-Fiを設置し、来庁者利便性の向上を図るとともに、インターネット環境が充実したサテライトオフィスを整備し、快適に仕事ができる場の提供を行うこととしております。

一方、町内におけるインターネット接続環境につきましては、第5世代移動通信システム、いわゆる5Gの通信範囲が一部に限られるなど、必ずしも充足しているとは言えない状況であることから、通信事業者との協議を行っているところです。高速ブロードバンド環境の充実は、地域住民の皆様の生活や仕事環境の向上につながることから、帰還と移住の促進を図るため、今後も国や県等の関係機関と連携し、通信事業者に対し要望してまいります。

次に、(3)、移住、定住には子育て環境の充実が必要であり、今後町はどのような施策を考えているのかについてお答えいたします。本町の全ての子供たちが健やかに成長し、子育て世代が安心して働くことができる子育て環境の充実、若い世代の帰還と移住を促進し、持続可能な町づくりを進めていく上で極めて重要なことと認識しております。町は、これまで学校やこども園、屋内外の遊び場などの施設整備を進めるとともに、給食費をはじめとする教育の無償化や奨励金の給付などを行い、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ってまいりました。また、母子の心身の健康を保つための取組として、保健師による妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援や乳幼児健診を実施しているほか、一人一人の特性に応じた発達の援助と、ご家族へのご支援を行う児童発達支援事業を今年より開始いたしました。子育て環境をさらに充実させるためには、これらの必要なサービスや支援を継続していくことが重要であると考えていることから、今後も子育て世帯の皆様や移住された方々の交流を増やしなが、ニーズを的確に捉え、効果的な施策となるよう努めてまいります。

また、これらの取組を継続して情報発信することにより、若年層や子育て世帯の皆様が安心して生き生きと子育てができる本町の魅力を広く知っていただき、より多くの方の移住、定住につながるよう努めてまいります。

次に、2、行政のデジタル化について。(1)、2020年12月の総務省による自治体DX推進計画策定

や2021年9月のデジタル社会形成基本法施行とデジタル庁発足など、行政DXに関する動きが活発化しているが、町の取組状況はについてお答えいたします。国は、行政における業務の効率化やコスト削減、行政サービスの向上、住民の行政への参画の促進などが期待できるとし、行政機関におけるデジタル技術の活用と革新的な変革をもたらす行政デジタルトランスフォーメーションが必要であるとの認識の下、地方自治体と歩調を合わせて行政のデジタル化を進める方針を明確にし、自治体情報システムの標準化、共通化やマイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化などを重点取組事項として示しております。本町におきましては、住民票の異動をはじめとするマイナンバーカードを活用したオンライン申請などを開始しているとともに、役場内においては、テレビ会議や庁舎内施設等の予約、職員の出退勤管理などのシステムを整えております。今後も庁内ネットワークシステムの有効活用を図り、行政DXの堅実な推進による業務の効率化に努め、限られた人員で最大の効果を目指して取り組んでまいりますので、議員のご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（高橋 実君） 再質問に入ります。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ご答弁ありがとうございました。まず、1番の（1）から再質問いたします。

先ほど町長のご答弁の中で、家賃の低廉化という補助をされていると言っていました。私、それ今まで頭に入っていなかったものですから、以前、定例会の一般質問のときにも移住の住居確保の必要性ということで、家賃補助等をしていくべきではないかというところをお尋ねしたときに、借り上げ型の町営住宅を整備していきたいというようなお話があった。でも、現在その借り上げ型の町営住宅についても、ほぼ満室であろうと思っております。やはり移住していただける方には住居というのが大きな問題でありますから、その辺り今後も借り上げ型の住宅をまた増やしていくのか、もしかしたら町営住宅を建設するという考えもあるのか、その辺り今のお考えをお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） お答えいたします。

まず、借り上げ型町営住宅の空き状況でございますが、満室ではございませんで、現在9室の空きがございます。

それと、今後の町営住宅をどうするかということでございますが、今後まずは町営住宅としては本年4月に解除された復興再生拠点区域内に新田住宅の提供を開始したところでございます。当該地域のにぎわい創出のためにも、こちらはまだ空きがございますので、積極的に入居者を受け入れていきたいと考えております。その上で、今後の町営住宅の整備につきましては、移住者の方も考えての話ですけれども、移住者の方に対しても迅速に住まいを提供することと、あと建設型でストックしてまいりますと、まず建設費がかかります。その後の維持管理費もかかりますということを考慮しまして、後世にわたって負担を残さないという観点から、新たに建設するのではなくて、既存の民間の住宅を借り上げて、低廉な家賃で貸し出すという方式で今後は対応していきたいと考えておりますので、ご

理解よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。私、今、借り上げ型の住宅、空き室がないというような話をしました。これホームページで確認して、今現在応募ありませんみたいな形だったものから、空きがあって、要望している方がそれを見て、申請したいというところにはしっかり対応できるように、すみません、私が見たところが間違っていたら申し訳ないのですけれども、確認していただければと思います。

以前も建設型の町営住宅をという話と、借り上げ型でやっていくかという話がありました。私も借り上げ型、悪いとは思っていません。ただどれだけ押さえておかなければいけないかという問題も出てくると思うのです。今のところそんなに移住者も多いわけではないでしょうから、対応は可能かと思うのですが、やっぱり急に対応というのは不可能なのかなというところもあるので、どのぐらい余裕を持って借り上げ型の住宅を用意していくつもりなのか、その辺りのお考えお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） お答えいたします。

まず、ホームページについてはご確認させていただきまして、もしかしたら更新が遅れているのかもしれないので、更新が遅れていたら対応させていただきたいと思います。

あと、移住者向けの今後の借り上げ住宅ということでございますが、まずは移住希望者の方の動向をよく確認して、借り上げ型借りたものの、移住者がいないという状況になっても、これはまずいので、まずは移住希望者の方たちの動向を慎重に確認してからということになるかと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。その件については、簡単に結論出るものではないと思ひますので、状況を見極めながら、お答えをいただければと思ひます。

今、福島県でも12市町村移住支援金というのがありまして、県外から12市町村への移住者に対して移住支援金を交付というような事業をされております。町内でこういった支援を受けられた方がどのぐらいいるのか、もし把握できていれば教えていただきたいのですが。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） お答えさせていただきます。

ただいまありました移住支援金関係のことでございますが、現に県が交付するという決定者でございますので、町がどこに関わるかといいますと、移住された方々がその対象となるかという書類をいただきます。それをもって確認し、その書類のお手続を支援するという形でございますが、ストレートに今度県に投げるという形でございます。受付件数がたしか五十数件ほどあったと記憶してございますが、その方々全てが採択されたかどうかというのは確認できていない状況でございます。また、

その件数についても県に確認をしなければいけないかと思っておりますが、難しいところがこの方々が対象で、この方々は外れましたというところがかなりハレーションがあると同っておりますので、申請件数は分かっているながらも、その誰がという件数については公表されていないのではないかと確認しております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。県の事業ですから、全て把握するというのは厳しいかなと思います。この12市町村に金額も増やしていただいて対応していただいておりますので、町でもホームページがあるのですが、もうちょっとアピールしてもいいかなと思いますので、その辺りのご検討もお願いします。

それで、今いろいろと移住、定住関係のことを調べていますと、新築の一戸建てを建てて、20年間賃貸として貸し出して、それを利用すると家と土地が無償で譲渡されるというような支援を行っている自治体もあるようです。どれだけ家を建てなければいけないかという問題になってくるので、予算的にも読めない状況なので、そこまでするのは非常に厳しいかなと思うのですが、今住宅等の解体も進んでおりまして、民有地の空きもあります。以前から富岡町、賃貸住宅にしても、土地にしても、他町よりも高いようなところで推移しているというような話があります。最初は賃貸などで住まわれる方も、定住するときには持家にしたいというような思いを持たれたときになるべく費用負担が少ないように、町有地、建物が建っていたような場所であれば、そんなに大きな造成など必要なく住宅地にできるのではないかと思います。例えば10年なのか、20年なのか、そこに家を建てて住んでいただければ、無償譲渡するというようなやり方も一つの手ではないかなと、私メリットあると考えているのですが、その辺り町でどう捉えますか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） お答えいたします。

まず、町有地を分譲するというお考えについてですが、基本的な考え方としまして、町有地は町が今後の町政運営上、取得、整備が必要であると認めた土地を保有していると認識しております。ですので、今保有している町有地について、移住のニーズに合わせた分譲地として活用するのが町政運営上適当なのかは慎重に検討する必要があるかと思います。また、議員もおっしゃってございました民有地の空き地がたくさんございます。その辺も、例えば家屋を解体して空き地になってしまって、そこを売りたいのだけれども、売れないというような方もいらっしゃいます。そういった場合に官が民の業務に、例えば町が町有地を安価で売り出したとした場合には、民間の取引に大きな影響を与えてしまうおそれもありますので、その辺は慎重に考えるべきかと思います。

あと、新築家屋に20年以上住んだら無償で譲渡するというような先進事例でございますが、私も承知しておりまして、大きな反響があるとは承知しております。当町に移住したいと考える方にとって

は大変大きな魅力、訴求効果がある施策ではあると考えますが、まずは実施に向けては先進地の事例等を調査するなど準備が必要かと考えておりますので、ご理解方よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 1 番、堀本典明君。

○1 番（堀本典明君） ありがとうございます。確かに官と民の話は必ず出てきますが、先行事例であるところは、そこを勉強していただいて、どういったところでそこをクリアしてきたのかというのは勉強していただければ、当町に当てはまるのかどうかを含めて研究いただきたいなと思います。ただ、どうしても民間の土地が周りの町村よりも高めに設定されているというような話はよく聞きますので、そうなったときになかなか富岡町で土地を購入して住宅をとという方が少ないというのも困ってしまうところがあると思うので、その辺はやはり、何でもかんでも無償譲渡がいいのかという話もありますが、そこで土地を取得しやすいというような環境も考えてあげなければいけないのだろうと思います。いろんな先行事例ありますので、その辺りしっかり研究していただいて、当町に合う、ニーズのあるものをぜひ選択していただければと思いますので、よろしくお願いします。

続いて、(2)に移ります。これも先行事例ですが、徳島県では県による全国屈指の高速ブロードバンド環境の実現やオフィス開設、運営費用への補助などの支援を活用して、過疎地域に首都圏の企業などを対象にサテライトオフィスを準備することで、ICTベンチャー企業などの誘致に取り組んで、平成28年のところの統計であります。徳島県内8市町へ40社、36拠点が進出し、その企業内で平成28年4月から9月で156世帯、234名の方が移住されたというようなところの情報がありました。これは、本当にすばらしい成功事例、先見の明があったのだなと思います。これ同じことをやって結果同じになるかという点と間違いなくならないので、そういった目のつけどころによっては非常に大きな効果を生むのだということを感じました。当町も光ファイバー対応エリアになっておりますので、実際インターネット自体は高速ブロードバンド環境であると思います。先ほどもありましたが、今後無料の公衆無線LANであるとか、5Gの普及を進めるというお話がありました。無料のWi-Fiについては、やっていくということなのですが、これ以前からもお願いしていましたが、いつ頃からやっていくのか、どういったところで進めていくのかということをお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） ご質問ありがとうございます。無料Wi-Fiの場所については、現在、役場と学びの森の2か所となっておりますが、今後町の施策等を鑑み、順次場所は検討し、増やしていけたらと考えております。まだ具体的な場所については検討中ですので、よろしくお願いします。

○議長（高橋 実君） 1 番、堀本典明君。

○1 番（堀本典明君） ありがとうございます。今テレワーク等が普及されていますので、サテライトオフィスが開設されると思いますが、そういったところに来た人はやっぱりインターネット環境を

すごく使われると思いますので、町の施設全てでWi-Fiを使えるようにしていいのではないかなと私は思っていて、例えば子供を遊びに連れて行って、そこでネットワーク環境がよければ仕事ができるというようなのがあってもいいのではないかと考えていますので、町の施設全てでWi-Fiが飛ぶような感じにさせていただきたいと思うのですが、何か支障があるから進まないのか、その辺りのお考えはいかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） お答えさせていただきます。

何か支障があるから進まないのかということについてですが、現在、順次先行事例等を見極めながら、場所を増やしていきたいと思っております。

なお、私の以前の所管でございましたが、地域交流館については、無料のWi-Fi入っております。その面につきまして説明させていただきますと、小さな子供を連れてご父兄の方が遊ばせるということで、無料のWi-Fiを設置しますと、スマホをいじって子供を見ないと、そういうあまりよろしくない状況が生じるのではないかという教育委員会との協議の下、あそこには入れておりません。余談でございました。

○議長（高橋 実君） 理事者からメモ書き来たとき、送るのでなくて、補佐、悪いけれども、いいから行って、その課長に渡して。答弁とメモで相違があるとうまくないから。構わないから。

企画課長。

○企画課長（杉本 良君） Wi-Fiの場所、2点漏れておりました。さくらモール及びアーカイブ・ミュージアムでも無料Wi-Fi設置しております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） 分かりました。子供の遊ぶところではちょっとというところは、すみません、私もイメージ的にお父さん仕事している脇で子供遊んでいるといいななんていうイメージ持っていましたが、確かに目を離してしまう危険性もあるということで、その辺はすばらしい対応だと思います。ありがとうございます。

もう一点、町長からのご答弁にもありましたが、5Gの普及促進のために事業者にもいろいろと要望しているということです。5Gがどこまでなのかというところはあると思いますが、やはりこういったところは最先端の地域になっていくというのは非常にいいことだと私思うのです。その面で、事業者のご意向もあるでしょうが、これ国にも、こういう被災地域なので、そういったところの最先端地にしていただくような要望等もさせていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） ご意見ありがとうございます。当町、当地域、福島イノベーション・コースト構想の推進地域でもございますので、そちらも合わせて周辺自治体と共に県を通じて総務省に

協議をさせていただきたいと思います。総務省を通じて、これ通信事業者の件になってまいりますので、そちらにも働きかけをしていただけるよう要望活動をしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） よろしくお願ひいたします。今ネットワーク関係の話でいくと、今後オリンピックでもeスポーツが正式種目になるのではないかなんていう話題になっております。やっぱりこれからの時代、高速ネットワーク環境のさらなる充実というのは必要不可欠だと思います。町でもしっかり情報収集して、いろいろ研究していただいて、時代の先取りをしていくようにアンテナを高くしていただくようお願いしておきます。

続きまして、(3)に移ります。子育て支援にすぐく力を入れている自治体のいろんな支援事業を見ますと、当町もしっかりと同じような支援事業をされているというのは分かっております。その中で、これは移住、定住にも関わる町の子育て世帯奨励金について、これすぐいい事業だと私は思っているのですが、定住に関する奨励金として、まず1世帯当たり30万円、子育て奨励金として、中学3年生までのお子様1人につき最長3年間月1万5,000円を支給するということになってはいますが、この事業を開始してからの交付実績など分かれば教えていただきたいのですが。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） ただいまのご質問でございます。交付の実績につきましては、世帯数で申し上げますと84世帯、それから子育て奨励金1人当たりの1万5,000円というものが対象児童数は159名となっております。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。想像していたより多いですから、これが定住につながるかというところはまた難しいところでしょうが、まずは来ていただくところの成果は出ているのかなと思います。私この制度始まるときに、子育て奨励金に関して最長3年間というようなお話で、3年でいいのですか、もっと延ばしていいのではないですかという話をさせていただいたときに、当時は初めてやる場所であるので、状況を見極めて、そこを研究して、今後どうするかということを検討したいというようなお話がありました。それはたしかだなというところを思っておりましたが、制度開始してもう3年以上が経過しておりますので、例えば交付後3年、交付が終わった時点で転出されてしまったとかというような情報もある程度そろってきていると思うのです。その中で、人に来ていただくには非常によい制度ですので、これを定住させていくために、今後例えば5年にしていくとか、もう少し延長していくのか、やはり3年が適当だというような判断をされているのか、その辺ご検討されたかどうかお聞かせいただきたいのですが。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） まず、この制度を利用して転出された方、それから3年を待たずに転

出が必要となって転出なさった方というのは、数件例としてはございます。まず、制度支給期間満了ということで、3年後ないし4年後に転出された方というのは、支給終了世帯の中、32世帯中7世帯の方が町外に転出されたという数字がございます。それと、もう一つ、3年未満で転出なさって、こちらは返還というものが伴うのですけれども、そういった事例が5世帯ほどございます。これを仮に5年にするという議論は正直まだしておりません。今後財政的なシミュレーション等も必要かと思っております。また、町内のほかの移住制度も3年という数字で割と統一できておりますけれども、その辺りの議論も必要かと。そして、最終的にネックになりますのは、5年と延ばした場合に返還の扱いをどのようにするか。5年未満で転出して、4年分の返還をするとすると相当の負担となりますので、そういったところも踏まえて返還の免除期間を設けるとか、そういったことまで検討しなくては行けませんので、いろいろ今後シミュレーション、検討しながら、年数などについて、この奨励金の在り方について考えてまいりたいと思います。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。でも、3年でもう支援がないというところで転出された方は思ったよりは少ないのかなと思います。3年住んでいただければというところは変えずに、子育て支援、子育て奨励金の支援を少し増やすというのも、私は手厚いのではないかなと思います。財政面の話もちろんありますので、それが5年がいいのか、3年でそのままやっていきたいというのであれば、それはそれで、しっかり検討していただいた結果であれば、そのときには納得しますが、その辺りもご検討もまたしていただけるということなのですから、よろしく願いしておきます。

あと、もう一点、子育て支援の中で、今公営の学習塾などを開設している自治体もありますが、町でそういったところをご検討されているかどうかお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） ご質問ありがとうございます。習い事の塾などは子育て環境を考える上では非常に大切な要素と考えております。教育委員会といたしましては、地域住民の中で習い事などを教えていただける方を探す一方、子供教室など開催場所の提供も考えております。また、習い事の塾だけではなく、例えば地域スポーツクラブと連携して、ジュニアランクラブであったり、ジュニアサッカーなども行っておりまして、あくまでも勉強だけではなくて、スポーツ面においても地域の力を生かして、何かしら民間の力を活用できるようなことを検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。公共の学習塾のイメージができないので、もしそういったことを実施されているところがあれば、機会があればいろいろと勉強していただいて、本当にいいのかどうか、もうちょっと見極めも必要かなというところはありますので、その辺頭に入れて、機会があればそういったところを学んでいただければと思います。あと、今オンライン塾なんていうの

もあるようですので、その辺りも教育委員会でもどういうものなのかしっかりつかんで、もしそれがいいものであれば、お子様に何か例えば支援があってもお勧めできるものなのかどうか、その辺の研究もしていただきたいなというのでお願いしておきます。やはり子育て環境の充実というのは町の魅力アップにもつながりますので、ぜひぜひ今後もいろいろアイデアを出して取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では次、大きな2番、行政DXに移ります。昨年度、復興庁か何かで、この地域対象にいろんな行政DXの件についてワークショップみたいなのがあったというのを何かの記事で見たのですが、その辺り町もどういった関わりというか、そこに参加されていたのかどうか、その辺りお聞きします。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） 議員おっしゃっていた会ですが、私は現在そちらの昨年度のことを確認はできておりませんが、なお首長対象の自治体の長の対象のDX研修会については、先日町長に出席していただいているところでございます。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。デジタル化、行政においては、住民にとっても手続の簡素化とか迅速化、地域間によるサービス格差の是正など、非常に効果が期待できると思うのです。これたしか2025年度が目標計画期間となっていたと思いますが、やはりまだまだデジタル化には進んでいないように私は感じ取れるのですが、今の現状の進捗状況でそれが本当に対応可能かどうか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） 議員ご指摘の総務省からの計画ですが、こちらについて申し上げさせていただきます。

まず、総務省の中で重点項目として6つ挙げられておりまして、まず自治体情報システムの標準化、共通化、それからマイナンバーカードの普及、促進、行政手続のオンライン化、AI、RPAの利用促進、テレワークの推進、セキュリティ対策の徹底を進めることとされております。

このうち自治体情報システムの標準化、共通化を行うこととされておりますが、こちらについては令和7年度までに私どもでも標準化に乗れるよう、今分析、調査、準備中でございます。

マイナンバーカードの普及、促進につきましては、住民課と共同して広く周知しているところでございます。

行政手続のオンライン化ということで、住民に身近な手続、児童手当や子育て関係のところ、要介護認定の申請等々、そちらにつきましては31示されておりますが、全て運用可能という状況になってございます。ただ、この手続のうち、利用されている実績が上がっているのが児童扶養手当の現況届の事前送信、住所移転後の要介護、要支援認定申請など、そういったところに限定的となってございます。

続きまして、A I、R P Aの利用促進ということになっておりますが、こちら以前介護保険事業において事務処理などデモで入れてみたのですが、当町の処理量とこちらのA I、R P A、特にR P Aなのですが、こちらを導入したときのメリットがあまりなかったということで、規模が小さ過ぎるのかなというところもあります。そういったところを踏まえまして、今後導入できる業務がないか、全庁的に精査してまいります。

続きまして、テレワークの推進につきましては、コロナ禍におきまして、テレワークのシステムは整備しております。現在主に使われているのはウェブ会議と、それからコロナに伴いまして在宅勤務増えますので、その際に職員が持ち帰ってもらえるように、各課にそういったテレワークシステム用の端末を配備してございます。災害発生時の緊急情報等を流すために、企画課職員、常時持ち帰って、いつでもホームページに情報掲載できるような体制を整えております。

さらに、セキュリティ対策の徹底ということで、こちら情報漏えいや不正アクセスを防ぐためのセキュリティ対策も現在実施中でございます。

以上となっております。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。粛々と準備進められているというような感じ受け取りました。

1点、非常に便利で早くやっていただきたいと思う反面、高齢者の方が本当にこれ対応できるのかなという不安もあるのです。その辺は、国からはこういった内容のアナウンスが来ているのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） 高齢者対策等、この分野にたけていない方々への対応ということで、国から特に私どもに指示はございませんが、我々でどうしてもオンラインになじまないもの、窓口業務なんかは特にあると思います。そういったものは、我々職員、優先でやらせていただきたいと考えておりますので、切り分けのほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。何でもかんでも本当にデジタルに行くのかというのは特に行政の部分は難しいと思いますので、内部のペーパーレス化とか、またコロナのような感染症が起こった場合にも柔軟に対応できるような環境整備は必要かと思います。議会でも毎回大量の紙資料を頂きますが、その辺も含めてペーパーレス化による費用削減も期待できると思うのです。実際に、この中には書いていなかったもので、年間どのぐらいのコピー用紙が使われているか、もし分かればいいので、教えていただけますか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） 申し訳ございません。今データは手元にはないものですから、結構いっば

い使っているというようなことで、申し訳ございません。

○議長（高橋 実君） 1 番、堀本典明君。

○1 番（堀本典明君） ありがとうございます。間違いなくいっぱい使っているということで、年間の予算からすればそんなに大きなものではないのかもしれませんが、今はSDGsなんていう言葉もあります。もうかなり皆さん意識されていますので、ペーパーレスにしていくというのも非常にメリットあると思います。ぜひこの辺り、議会も含めてペーパーレスにしていただけると、無駄な紙が必要なくなると思います。やっぱり我々もそうですけれども、多分皆さんの仕事の中でも、事前に資料をお互いに配付して確認できていれば、会議もスムーズにいったり、非常にメリットは多いと思うのです。その辺もぜひ、我々議会は議会の問題としてやらなければいけないですが、その辺もぜひやっていくべきだと思います。一応町では粛々と進めていただいているということなので、それ以上特にありませんが、これほかの自治体がまだやっていないからというようなことがないように、しっかりと情報を収集して、積極的にぜひ進めていただけるようお願いいたします。よろしく申し上げますということで、今回私の一般質問、以上で終了させていただきます。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（高橋 実君） 1 番、堀本典明君の一般質問を以上で終わります。

10時35分まで休議します。

休 議 （午前10時22分）

再 開 （午前10時35分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

続いて、2 番、佐藤教宏君の登壇を許します。

2 番、佐藤教宏君。

〔2 番（佐藤教宏君）登壇〕

○2 番（佐藤教宏君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づきまして、大きく分けて2点ほど質問させていただきます。

大きい1番、富岡町公共施設等総合管理計画についてでございます。(1)、人口減少や福島第二原子力発電所の廃炉により町民税、固定資産税及び電源立地地域に対する交付金の大幅な減少が見込まれることから、公共施設やインフラについて、長期的な視点を持って長寿命化や統廃合をし、財政負担の軽減や平準化を図ることが持続可能な町政運営をする上で重要な課題の一つと考えております。富岡町公共施設等総合管理計画が改定され、1年が経過しましたが、町の見解をお聞かせください。

(2)、計画の中でも、現在保有している公共施設等を維持していくと改修や維持管理に係る投資的経費が税収などによる負担可能な金額を超えてしまうと懸念しているとあります。しかしながら、現在、交流人口の増加やコミュニティ形成などの名目で、管理運営が難しい温泉施設の建設に向け、

復興財源もつかないまま、進められている現状です。必要とされる施設を町が全て建設や管理をするのではなく、未利用の町有財産の利活用も含めて、時間と労力はかかりますが、民間の力に頼ることで同等の施設設置や新しいサービスの提供ができるよう尽力することが必要だと思いますが、町の考えをお聞かせください。

大きい2番、職員の業務平準化についてでございます。専門職員など一部の職員に業務が集中していることはないでしょうか。業務多忙により心身ともに変調を来し、集中力が欠如することによるけがや事故などが増えることが懸念されることから、職員の業務平準化について、町の見解を伺いたいと思います。

以上、大きく2点、答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 2番、佐藤教宏議員の一般質問にお答えいたします。

1、富岡町公共施設等総合管理計画について。（1）、人口減少や福島第二原子力発電所の廃炉により、町民税、固定資産税及び電源立地地域に対する交付金の大幅な減少が見込まれることから、公共施設やインフラについて、長期的な視点を持って長寿命化や統廃合をし、財政負担の軽減や平準化を図ることが持続可能な町政運営をする上で重要な課題の一つと考える。富岡町公共施設等総合管理計画が改定され、1年が経過したが、町の見解はについてお答えいたします。公共施設等総合管理計画は、公共用施設等の管理に関する基本的な方針を示すことを目的に、計画期間を10年として平成28年度に策定した長期計画ですが、計画策定から5年が経過した令和3年度には個別施設計画の考え方や解体された公共施設及び新設された公共施設等を反映し、一部計画の見直しを行ったところです。本計画の趣旨は、人口減少や税収の減少に伴い、財政状況が厳しくなることが予測される中、本町が所有する公共施設等について、将来的な財政負担を軽減するために施設総数の縮減や経費削減のための適切な維持管理、更新等についての方針を定めたものであります。町といたしましては、これまで本計画に基づき、町内施設について、震災による被害の程度や経年劣化の状況、利用頻度等を勘案し、統廃合を進めるとともに、新たに整備する施設や改修等を行う場合においても、ライフサイクルコストを考慮して維持管理費の削減に取り組んでまいりました。今後もこの方針を堅持し、引き続き公共施設の維持管理費等の適正化に努めてまいります。

次に、（2）、計画の中でも、現在保有している公共施設等を維持していくと改修や維持管理に係る投資的経費が税収などによる負担可能な金額を超えてしまうと懸念している。しかしながら、現在、交流人口の増加やコミュニティー形成などの名目で、管理運営が難しい温泉施設の建設に向け、復興財源もつかないまま進められている。必要とされる施設を全て町が建設や管理をするのではなく、未利用の町有財産の利活用も含めて、時間と労力はかかるが、民間の力に頼ることで同等の施設設置や

新しいサービスの提供ができるよう尽力すべきと思うがについてお答えいたします。公共施設等総合管理計画は、平成28年度時点において、本町が所有していた公共施設をそのまま維持した場合には、改修や維持管理に係る投資的経費が税金などによる負担可能な金額を超えてしまう可能性があるとの懸念を踏まえて策定したものであります。町といたしましては、それらを踏まえ、施設の重要性や劣化状況等に応じた優先度の評価を行い、後年度における財政負担の軽減を図る目的で、令和3年度までの4年間に55施設の削減を行いました。一方で、新設等により増加した施設は16施設にとどめ、公共施設の総量の適正化に取り組んでおります。また、民間の力の活用につきましては、町営住宅の整備において、民間の賃貸住宅を借り上げて町民に提供する借り上げ型町営住宅方式を導入し、建設整備費と後年度の維持管理費の削減を図っております。今後も同計画の基本方針にのっとり、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、公共施設総量の適正化を図るとともに、施設の長寿命化や民間施設の活用などによる維持管理費の縮減に努めることにより、財政負担の軽減を図りながら、住民福祉の増進のために必要とされる施設等については重点化を図り、後年度の財政負担を考慮した上で計画的に整備を進める考えであります。なお、夜の森地区で計画する旧リフレ富岡での跡地利用については、地域内で不足する買物環境を備え、地域住民の憩いと交流の場となる温浴施設を複合的に整備することを検討しており、地域づくりの中核拠点としてまいりたいと考えております。今後、町民の皆様の意見を丁寧に伺いながら、後年度に維持管理経費が大きな負担とならないよう、施設整備計画をしっかりと検討した上で、民間の力についても、可能な限り利活用してまいりたいと考えております。

次に、2、職員の業務平準化について。(1)、専門職員など一部の職員に業務が集中していることはないか。業務多忙により心身ともに変調を来し、集中力が欠如することによるけがや事故などが増えることが懸念されることから、職員の業務平準化について、町の見解を伺いたいについてお答えいたします。東日本大震災及び原発事故から12年が経過し、本町においては、着実に復興の歩みを進めておりますが、その過程で本庁職員が携わる業務は通常業務に加え、復興関連業務や原発事故被災地特有の業務など多岐にわたる上、業務量も増加し、業務内容も年々複雑化しております。このため職員に係る負担は、震災以前と比較すると格段に増加しており、これは保健師や学芸員などの専門職においても同様であり、特に専門的知識や技術を有する専門職の職務内容によっては、一時期に業務が集中してしまう場合もあります。これらの職員の負担を軽減し、業務量の増加、複雑化に対応するためには、業務量に見合う職員数の確保に向け、計画的に職員の採用を行うとともに、外部研修や職場における実務研修などを通して職員一人一人の資質と能力の向上を図ることにより、組織全体としての底上げと柔軟に対応できる適応力を高めることが重要であると考えます。また、特定の職員の負担が過重とならないよう、各課においては、原課の事務事業を再度検証し、創意工夫などにより合理化、適正化を図った上で所属長の裁量において可能な限り業務量を調整し、平準化を図るとともに、組織的な支援体制を確立し、職員個人の負担軽減を図るなどの対策を講じてまいりたいと考えますので、議員のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 実君） 再質問に入ります。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ご答弁ありがとうございました。

まず、大きな1番、富岡町公共施設等総合管理計画につきまして、再質問させていただきます。（1）につきまして、人口減少や福島第二原子力発電所の廃炉についてなどで収入が減収することが見込まれる中、長期的な視点を持って長寿命化や統廃合など、財政負担の軽減や平準化を図らなければ、持続可能な町政運営は不可能であると思い、質問させていただきました。税収や交付金の減収は、施設の維持管理だけではなく、ほかの行政サービスにも影響を与えます。施設は、建ててしまえば、役目を終え取り壊すまで、数十年間維持管理をしていかなければなりません。そういったことになってしまいますと、収入が減ってしまえば、ソフト事業を多く削減しなければならなくなりまして、住みにくい富岡町になってしまうのではないかと考えているところです。このことから、税収や交付金について中長期的に収入の予測を立てることなしに新しい建物を建設するべきではないと思っています。順調に子供の人数も増えてきていますし、新たに学校やこども園、児童館など、必ず新設しなければならないものが今後やってきます。そういったものを建設するためにも、特に交流やコミュニティ形成に関わるような公共施設の建設、そういったものは慎重に調査、検討すべきです。交流人口の増加やコミュニティ形成に重要なのは箱物ではなくて、人と人をつなげるソフト事業だと考えています。今後税収などの収入がどんどん入ってくる状況であれば、将来を気にせずに施設を建てても問題ないと思いますが、私は、富岡町の町税や電源立地に関する交付金が今後どのように推移していくのか詳しく分かりませんので、教えていただきたいと思います。まず、令和5年度の町税の予算は23億円程度を見込んでいますが、町税の中でも電力関連の税収が大きな割合を占めていると認識しているところです。今後、廃炉完了となれば、町税は現在の何割ぐらいになるのでしょうか、教えてください。

○議長（高橋 実君） 税務課長。

○税務課長（齊藤一宏君） ご質問ありがとうございます。今後の町税の推移及び廃炉完了後の町税についてのご質問と受け止めました。まず、町税の推移ですが、令和5年度の町税は、議員おっしゃるとおり、約23億円を見込んでおります。令和6年度以降につきましては、福島復興再生特別措置法による固定資産税の減免期間が終了し通常課税になる企業等や、避難指示が解除されました特定復興再生拠点区域の固定資産税の課税が再開されるなどによる増収が見込まれます。しかし、大規模償却資産の減価による固定資産税の減額分があるため、令和12年度あたりまでは22億円から20億円あたりを推移いたしまして、その後は緩やかに減少していくものと見込んでおります。

次に、廃炉完了後の町税についてですが、東京電力による福島第二原子力発電所の廃止措置計画によれば、44年をかけて施設の解体、撤去を行うとしており、廃炉完了までには、今後40年以上かかると考えられます。町といたしましては、新たな産業や企業の誘致に力を入れて取り組んでいるところで

あり、廃炉完了時点で町がどのようになっているか、またどのような課税状況になっているか、現時点では予想することができません。このため廃炉完了後の町税を算出することは非常に困難でありますので、現在の何割ぐらいかというご質問に対しましては、お答えすることがなかなか難しいところでございますので、ご理解をいただければと考えております。繰り返しになりますけれども、中長期的な町税の見通しとしては、令和12年度あたりまでは22億円から20億円の間を推移いたしまして、その後は緩やかに減少していくものと見込んでいますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。電力関係の固定資産税等の推移というのは個別なところもありますし、こういったところで公表できないという部分もあるかと思いますが、かなり大きな税収の部分を持っているというのは認識しているところですが、細かいことまでは言えないというところで、そちらは理解いたします。しかしながら、12年以降は2億円、3億円とどんどん、緩やかにではあるかもしれないですけども、今よりも大分減っていくというような試算であります。

それから、電源立地に関する交付金、廃炉交付金と呼ばれているものですが、現在のところ毎年9億7,000万円交付されています。この交付金は、学びの森やアーカイブ・ミュージアム、道路や下水道などの対象となる施設やインフラの維持管理や人件費などにも充当できることから、重要な交付金であると聞いております。しかしながら、この交付金は十数年後には交付されないことが決まっています。経過措置があるとは聞いていますが、交付打ち切りまでのスケジュールなどを教えてください。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） お答えいたします。

今議員お話しの原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金、いわゆる廃炉交付金なのですが、こちら今までの電源立地地域対策交付金に代わる交付金ということで令和2年度から交付が始まっております。交付期間が20年とされておりまして、令和2年度から10年間は毎年9億7,000万円、以降、その後の10年間は決められた率で減額されていきますが、残りの10年間で45億5,900万円が交付されるということで、20年で合わせて142億5,900万円の交付ということが言われております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。10年は9億7,000万円いただけるということで、残りの10年間でどんどん減額されていくと。最終的にはゼロになるということかと思いますが、そういった中で、富岡町公共施設等総合管理計画、こちらにつきましては、この廃炉交付金がなくなっていくという、そういったことを想定してつくられているのか教えてください。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） お答えいたします。

公共施設等総合管理計画につきましては、廃炉交付金がなくなることを想定してつくられた計画ではございませんが、人口減少や税収の減少による財政状況が厳しくなるとの想定は背景にございます。その上で、将来的な財政負担の軽減を図る目的で、所有する施設総数や維持管理費の適正化等に関する方針と対策を定めた計画でございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。この9億7,000万円という大きな財源を使えないというところをまだ踏まえていない計画なのですけれども、十数年後には原子力関連の固定資産税、先ほどもありましたけれども、どんどん減っていくということも踏まえますと、廃炉交付金の打ち切りによりまして、少なくとも今より10億円以上の財源が少なくなります。特に廃炉交付金につきましては、町内の多くの公共施設やインフラ、こちらの維持管理などに充当できる重要な交付金、こちらが打ち切られるということは重く受け止めなければならないと思いますし、既にある公共施設すらもどれだけ維持していくことができるのか心配であります。計画の中でも、富岡町の現在の状況において適正とする公共施設の総量、先ほど総務課長からもありましたが、そういったものを設定されていますが、目標となる数値については設定されていません。少しでも早く適正化目標を設定しなければ、後先考えずに早期に定住人口を増やすのだと、生活に必要とされる施設を民間事業者の参入を待たずにどんどん町が造ってしまわないか懸念していますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） お答えいたします。

数値目標の設定につきましては、公共施設等総合計画の中でも、公共建築物については施設総量の適正化目標を検討する必要があるとしておりますが、今後の人口動向が不透明であることから、復興の進捗状況及び定住人口の回復状況とともに施設総量の適正化目標の検討は行いますが、現時点では今後の公共建築物の維持、更新に当たっては、予防保全による長寿命化と人口動向に応じた適正規模の見直しを前提として、施設総量の適正化目標は設定しないと結論づけております。

なお、数値目標は設定しておりませんが、施設総量の適正化の方針がございます。こちらの方針に基づき、令和3年度までの4年間で新設等により増加した施設が16施設であるのに対し、削減した施設は55施設であり、着実に施設総量の適正化に取り組んでおりますので、ご理解をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。人口動向につきましては、復興計画等でも3,000人から5,000人、そういったものを近いところでの目標にされていましたが、今回その計画目標には至っていないところなのですけれども、なるべく早めにそういった人口動向についても、ある程度

町づくりをする上で策定していかないと、いつまでも1万5,000人、6,000人の規模の町づくりをしてしまうと、人が来る前に財政が悪化してしまうのではないかとこの心配もありますので、人口動向につきましても、早めにある程度の目標数値、そういったものを定めた上で、中長期的に町政運営をしていただきたいなと思っていますところでは、復興財源がつかず、廃炉交付金を使うということで説明をいただきました。先ほどから申し上げているように、公共施設の維持管理など充当できる重要な交付金で、十数年後に交付が停止される交付金です。富岡町は、新しい起債をしないことで債務を減らし続けてきましたが、積み立ててきた自由度の高い基金を先食いしているだけということはありませんか。以前の一般質問でも伺いましたが、将来にわたり交流人口の増加やコミュニティー形成のためには重要な温浴施設であるということであるならば、基金に頼らず起債をして建設することで、未来の世代にも負担をしていただく必要があるのではないのでしょうか。借金をするという悪いイメージあるかと思いますが、起債の中には返済しなければならない元利償還金に対して、何割か普通交付税や特別交付税、そういったものが措置される有利な起債もあります。本当に財政負担の平準化を目指すのであれば、自由度の高い基金を先食いするのではなく、交付税が措置されるような有利な起債はないか、もしくはどのように事業展開をすれば有利な起債ができるか、そういったものを調査、検討した上で公共施設の建設または長寿命化等を行わなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） それでは初めに、積立基金の活用についてお答えいたします。積立基金には、年度間の財源調整のための財政調整基金や町債の償還財源に充てるための減債基金のほか、特定の目的のために設置される特定目的基金がございますが、今回リフレ跡地に整備を検討している複合施設の財源は、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金、先ほど企画課長からも説明ありましたが、通称廃炉交付金を公共用施設整備に必要な事業に要する経費の財源に充てるため積み立てた公共用施設整備基金でございます。同条例の施行規則には、対象事業として当該施設も明記されており、当該基金の目的にかなったものでございます。また、公共施設の修繕や維持運営のために積み立てた公共用施設維持基金及び公共用施設維持運営基金についても、それぞれの施行規則に対象施設が明記され、基金設置の目的にかなった処分を行っているところでございます。

次に、起債を当該施設の財源とすることについてお答えいたします。起債には、多額の財源を必要とする公共施設の建設事業などの所要資金の調達と、あと単年度の財政負担を後年度に平準化するという年度間の調整機能や、建設した施設を使用する現世代の受益者と将来世代の受益者との世代間負担の公平化という機能があることは議員ご指摘のとおりでございます。その反面、一時的に単年度の負担は回避できますが、そしてまた毎年度の負担も平準化されますが、これを重ねますと、利子を増やした上で財政負担を後年度に先送りすることになりまして、後年度の財政を圧迫する危惧があるという負の側面もございます。公債費が自治体における財政硬直化の大きな要因となっている現実もご

ざいます。前述のようなメリットもありますので、必ずしも起債を否定するわけではございませんが、このようなことを考慮すると、元利償還金に対する交付税措置がある起債についても、慎重に損益を見極めた上で、後年度の負担も想定し、起債すべきと考えます。なお、今回の複合施設につきましては、充当可能な起債は観光その他事業債が該当しますが、こちらは交付税措置がございませんので、今回は起債は行わない考えでございます。ご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。起債につきましては、後世に負担を残すということもありますが、毎年の支払いについては平準化されます。今回建設される予定の施設については観光関係のものであって、それに対する起債による交付税措置というものはありませんが、PFI事業であったりPPP事業、こういったものをもし入れていくのであれば、そういったものの交付税の対応措置がある可能性もありますので、そういった契約の仕方であったり、事業の進め方であったりも含めて起債について、今後も検討していただきたい。起債のやり方次第で交付税措置、そういったものがされる場合もございますので、そういったところも考えながら、これからの町政運営をしていただきたいと思っております。

引き続きまして、(2)につきまして、先ほどの財源の話にも関連してきますが、現在保有している公共施設等をこのまま維持していくと改修や維持管理に係る投資的経費が税金などによる負担可能な金額を超えてしまうとの懸念があると計画の中にも記載されています。つまり収入より維持管理に係る経費が多くなるということですが、そのような状態にもかかわらず、現在交流人口の増加やコミュニティ形成の観点から、管理運営が難しい温泉施設の建設に向け、復興財源もつかないまま進められています。必要とされる施設を全て町が建設するのではなく、未利用の町有財産の利活用も含めて、時間と労力がかかりますが、民間の力に頼ることで同等の施設の設置や新しいサービスの提供ができるよう尽力すべきと質問させていただきました。厚生労働省の実態調査によりますと、銭湯やリフレ富岡のような地域住民の保健衛生上必要とされる一般公衆浴場と言われる施設のための調査なのですけれども、施設経営者の約3割が廃業または違う業種への転業を検討しているとの調査結果が出ています。こちらにつきましては、新型コロナが流行する前の調査ですので、現在はもっと多くの経営者がそのように検討していると思われます。それから、実態調査とは別ですが、全国の自治体でも、財政負担軽減のため、保有している温浴施設を民間に譲渡しようとしているところがあるようです。運よく民間企業に譲渡できても、民間企業が運営に行き詰まって、自治体に返還されるなんていうようなこともあるようです。非常に管理運営が難しい施設です。あえて運営も維持管理も難しい温浴施設を町が建設しようとしていることをなかなか理解することが難しく、悩んでいるところです。先ほども申し上げましたが、十数年後には公共施設などの整備や維持管理に使える財源が数億円規模でなくなることを考えると、新規の施設を町が建設するというのは、慎重に検討するべきだと思っております。常任委員会でも説明いただきましたが、行政区長会においても、先ほど町長からもありましたが、

リフレ富岡跡地の利用について説明されたと伺いました。区長たちからも同じような話が出たと伺いましたが、改めてお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） お答えいたします。

町長の町政報告の中でもございましたように、4月26日に開催した行政区長会においては、リフレ富岡跡地の考え方について、産業振興課長より概要説明を行い、その後区長の皆様からは、温泉の源泉を使うのか、あるいはランニングコストはどのような試算をしているのか、買物環境はあるのか、どの程度の規模なのか、現に町内に居住している方、いまだ避難を続けざるを得ない方など様々な状況の町民がおられることから、考え方も様々なので、町民の声をよく聞いて慎重に整備を進めてほしいなどの質問や意見があったと承知しております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。現在住んでいる方であったり、いろいろな状況の方、いらっしやると思います。その中でも、やはりランニングコストのことを考えていただいたり、将来への負担、そういったものも考えていただいていることもございます。やはり慎重に検討してほしいということ、そこに施設があることはいいとは思いますが、ただ、その施設に対してどういった進め方があるのか慎重に検討していただきたいと、そういった声もございますので、若い世代だけではなく、地域の方からも心配の声が上がっていると思います。しかしながら、私もリフレ跡地の利活用につきましても、夜の森の復興に欠かせないものと思っているところです。総合管理計画の基本方針においても、公共施設などを町が保有するという考えから、民間事業者などに活用してもらうことを推進すると方針を出しているところです。先ほど民業圧迫という話もありましたが、町有財産を民間の方に活用していただいたり、移住されている方に土地を提供するとか、そういったことも検討されたいかと思えます。民業を圧迫するほどのものをやらなくても、やはり町有財産の総量、そういったことを考えれば、もしかしたら減らしていかないと管理がし続けることは難しいというところも私のほうでは考えているところでありますので、そういった意味もありまして、ぜひ民間に利活用していただいたり、移住されている方に土地を提供したり、そういったものはやはり検討していくべきだと思っています。リフレの跡地につきましても、何かしらの施設を設置して、夜の森地区ににぎわいを戻すのだということであれば、この方針に従って民間事業者の力をお借りすることができれば、全て町の負担とはならず、地域の皆さんも少しは安心できると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 初めに、買物環境を備えた温浴施設、それから企業誘致、産業団地の整備については、この4月より産業振興課となりましたので、私より答弁をさせていただきます。

なお、ご質問に挙げられた温浴施設関係のことにつきましては、引き続き健康づくり課も関わって

くるということでございますので、旧リフレ富岡の経営分析等々については健康づくり課、それからこれから整備しようという部分については私から今後答弁をさせていただきますことを、この2課が関わるということをご理解いただきたいと思います。

今ほどの民間の力を最大限活用していこうではないかという議員の提案でございます。改めまして、私もこの富岡町公共施設等総合管理計画を改めて拝見させていただきました。そのような中で、計画においても、総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築という部分では、まさに民間の活力を使っていこうではないかということに記載している、すなわち町としても、これは同じ考えであるということは揺るぎございません。この考えを基に、現在温浴施設関係の施設整備については、基本計画の作成に向けた準備を進めているところでございます。加えて、先ほど申し上げましたとおり、企業誘致にも私長年携わらせていただいたところでございまして、企業の関心を富岡町に向けていただくということがいかに先ほど言った民間の力というものを活用できるのではないかということに通ずるものだと考えてございます。この2か月間、既に民間企業へのアプローチを開始してございます。その中で、企業のいろんな思いもありますが、加えて別な分野で見えていくと、郡内の状況はどうなのだろうか。先ほど議員おっしゃられたとおり、全国的にどういう傾向があるのではないかと。加えて、倒産した、あるいは廃業した後の地域はどういう影響を及ぼしているのではないかと、様々な点をもっていただき勉強しているところでございます。議員提案のように、民間企業も、そして町民の皆さんも、町もみんなウィン・ウィン関係で取っていくのが理想だと思っております。そのために企業の力、民間の力というのは非常に大事なところでありますが、いかんせん企業が来るということは、経営が重視ということで、やはりそこは重要な視点であります。これまでの福島復興に対する思いだけでは企業には通じてこないのも現実でありますので、少なくとも、そちらにはチャレンジしていくということは変わりはありませんが、一定程度を町が負担するという部分、サービス提供という部分についてはしっかりとやっていかなければいけないと考えてございます。これからも町の財政支出を抑えながら、夜の森地区が魅力あって、元気になっていく、そして町全体が豊かに暮らしていくという部分を踏まえながら、しっかりと設備整備の計画について進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。契約というか、施設の建設に当たって、開始時期が決まってしまうと、民間事業者に来ていただくまで待つということはなかなか難しいので、そういった面で見れば、もちろん民間事業者は利益がなければやっていけませんので、少しずつ富岡町をつくっていったら、民間事業者が来ていただけるように、長い目で見ていくというのも一つ重要なのかなと思っております。計画の中でしっかりと民間の活力を導入するとの方針も掲げられていますので、今後の財政状況を鑑みますと、そちらをメインに置いていただきたいと思います。その中でも、私も前回の一般質問で伺わせていただいたPFI制度の活用、こちらもうたわわていま

した、計画の中で。民間の資金や経営能力、技術的能力を活用することで、自治体が直接実施するよりも効率的、効果的に公共サービスを提供できるという手法でございますが、例えば福島市においては、提案型民間活力導入制度、そういったものをつくってございまして、利用されていない幼稚園や学校跡地などの利活用について民間にアイデアを提案させ、採用された民間事業者、こちらと随意契約を締結しまして、施設整備などを事業展開させるというものも進めています。このような事業展開につきましては、福島市だけではなくて、全国的にほかの自治体でも進められています。震災があったからとかではなく、どこの自治体も公共施設の管理や財政難で苦しんでいます。富岡町も管理計画に基づいて、早急に対応策を練らなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） お答えいたします。

公共施設等総合計画における民間活力の導入については、指定管理者制度の導入の検討、民間事業者との連携による管理運営の推進、官民連携手法（PPPあるいはPFI）等の導入などを方針として掲げております。これらのうち指定管理者制度については、議員もご承知のとおり既に導入し、複数の施設の維持管理を委託しております。あと、民間事業者との連携による管理運営につきましても、これまで町が建設整備し、維持管理を行ってまいりました町営住宅については、民間の賃貸住宅を町が借り上げて、安価で希望者に提供する借り上げ型町営住宅方式を導入し、建設整備費及び維持管理費の削減に努めるなどしております。それと、人口の多い都市においては先進事例があるものの、町村レベルではなかなかPFIというものが採算が取れないということで、先進事例も探してみましたが、ございません。本町においても同様ですが、このPFI、よさは分かっておりますが、なかなか本町では適合しない。それと、議員ご提案の福島市で導入しております提案型民間活力導入制度、こういった先進事例については、当町への適合の検証も含めて、今後の研究課題にさせていただきたいと考えますので、ご理解よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。PFI導入につきましても、取りあえずやってみるということもできると思います。施設を建ててずっと何十年も残るようなものでもないですし、やってみて駄目だったら、また新しいことを検討してみるということも可能だと思いますので、人口の関係等もございまして、利益が取れない状況なのはもう分かっているところですが、やってみるというのも、チャレンジしてみるということもこういったものには必要なのかなと思います。もしかしたら、手を挙げてくださる事業者もいるかもしれません。そういった中で、ぜひチャレンジしていただきたいなと思っております。やはり何もしないで民間の参入を待っていたのでは、町民へのサービス遅くなってしまう、そういったことを考えられます。しかしながら、さくらモールとみおかのように、宮本前町長や役場職員皆さんの粘り強い交渉によりまして、ヨークベニマルやダイユー8など、たくさん民間業者の方々が入居してくれました。そして、当初はほとんど復興財源がつかないとされてい

ましたさくらモールの改修に係る財源につきましても調整していただき、確保していただきました。双葉町では、民間事業者による温浴施設がオープンしております。時間はかかると思いますが、富岡町も官民連携、企業誘致は不可能ではないと思います。リフレ跡地の利活用を皮切りに、公共施設など町有財産の管理について、しっかりと検討していただきたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、大きな2番、職員の業務平準化について再質問させていただきます。専門職員など一部の職員に業務が集中していることはないか、業務多忙により心身ともに変調を来し、集中力が欠如することによるけがや事故などが増えることが懸念されることから、職員の業務平準化について伺いました。ある施設を見ていまして、職員1人に業務が集中しているのではないかと、あるいはそうならざるを得ない職場環境になっているのではないかと、そういった懸念から質問させていただいたところです。その施設の特異性からも、富岡町の歴史を知り、震災後早い段階で富岡町に立入りし、貴重な財産のレスキューをしてきた経緯も分かり、その自分の実体験などを旅行や研修などで来られた方に語り部として語るができる職員の存在が重要となりますが、そのような職員は限られています。会計年度任用職員等に助けられていると思いますし、ほかの係からも職員が手助けに来ていることも承知しております。しかしながら、責任の重さは非常に大きいものと考えています。施設利用者を増やさなければならぬことから、様々なイベントを企画し続けなければならず、企画すれば準備もしなければなりません。ストレスも相当なものと察するところです。ほかの課でも、専門的で代わりにできる職員がいないとか、重要案件だから特定の職員に仕事が集中しているなど、職場環境について職員や組合などから相談されたことはありますか。もしくは、総務課としてそのように感じることはありませんか。教えてください。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） お答えいたします。

まず、職員1人に業務が集中しているのではないかと、そうならざるを得ない職場環境になっているのではないかという点につきましては、職員労働組合からも、環境改善に努めるよう独自要求はございます。総務課においても、公務中にけがをしてしまった職員がいることも把握してございます。公務中の事故につきましては、公務災害の認定を受けることがありますので、なぜこのような状況になってしまったのかを分析し、再発防止のための環境改善に努めなければならないと考えております。一方で、各種事務事業が複雑化し、増大している現状から、保健師や学芸員、保育教諭などの専門職に求められる業務負担が増大しております。会計年度任用職員制度による一般職非常勤職員の採用など、適正な人事配置と確保に努めてはおりますが、原発事故被災自治体特有の業務というものもございます。それと通常業務のふくそうする現状は、いまだ改善はされていない状況であると考えております。町といたしましては、全職員の半数以上が震災後に採用された職員であることや、限られた職員で業務を遂行する必要があるということを踏まえまして、組織バランスが確保されるよう、現在不足する職種や年齢層などを考慮しつつ、行政運営に必要な職種の職員採用や派遣職員等の確保に努め

てまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。けがをされている職員もいらっしゃるということですね。命に関わるような事故であったり、けがであったり、障がいが残ってしまうとか、そういったものにならないように、しっかりと職員の増員であったり、職場環境であったりは今からでも変えていただきたいと思いますと思っているところです。仕事が1人の職員に集中している、そういったものの目安に時間外勤務があると思いますが、昨年度時間外勤務が一番多い職員で1か月何時間だったか教えてください。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） お答えいたします。

令和4年度におきましては、時間外勤務が一番多い職員で129時間という状況でございました。これは、参議院議員の通常選挙や福島県知事選挙等長期の選挙事務がございまして、超過勤務をせざるを得ない状況が多かったという他律的要因により時間外勤務をせざるを得ない状況の職員がいたということでございます。全体的に見ましても、令和4年度においては、超過勤務対象職員136名に対し、年間総時間1万9,336時間となっております。1人当たりの年間超過勤務時間は142.17時間、1月当たりに換算しますと11.84時間で、前年度の令和3年度と比較しますと、令和4年度は年間総時間677時間の減となっております。1人当たりの年間超過勤務時間、2.85時間の減、1月当たりに換算しますと0.24時間の減という結果となっております。年間700時間程度の減という状況ではあります。大幅な減にはなってはおりませんが、令和4年度の実績を基数として、さらなる業務量の削減または合理化、超過勤務の縮減に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。選挙等で129時間ということでありました。毎月毎月長時間超過勤務されているという方はいらっしゃるということだと思いますので、ぜひ職員の負担がないような業務の平準化、お願いしたいと思います。

数年前、労働基準法が改正されまして、時間外労働時間の上限が法律に規定されました。公務員が対象になるかは分かりませんが、こういった職員のワーク・ライフ・バランス、こちら改善することは重要であると考えます。そういったワーク・ライフ・バランスを確保するための取組はされていますか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） お答えいたします。

働き方改革関連法案が施行されまして、仕事と生活の調和を図るということで、仕事がうまくいけば生活が豊かになり、生活が充実すれば、仕事へのやる気にもつながるものだと定義されております。

職種によっては仕事の進め方が違うため、難しい部分もあるかと考えます。しかしながら、共通して言えることは、業務の無駄をなくし、庁内でのコミュニケーションをより強化することで、職員間で個人個人の仕事をカバーし合い、各々の仕事を見える化することができるため、チームで仕事をするというスタイルがより確立できるものと考えております。職員一人一人が十分に能力を発揮できるよう、ノー残業デーのさらなる普及促進や有給休暇の取得促進、長時間勤務の是正につながる環境づくりに継続して努めてまいりますので、ご理解よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。やはりコミュニケーション、そういったものを、横のつながりというのも重要となると思いますし、上下のつながり、そういったものも重要だと思います。本当にチームで仕事をするということは、ぜひ実行していただきたい。そういった中で職員の負担を減らしていただきたいと思います。

時間もありませんので、最後1つ伺わせていただきたいと思います。震災後、若手からベテランまで、職員が定年を待たずに続々と退職されています。優秀な職員がいなくなることは、町の発展にとって大きな痛手です。職員がぎりぎりの状態で働いていては、素晴らしい施策なんてつくれるはずありません。ある程度余裕を持つことで行政運営に関わる勉強をすることもできます。それから、ほかの自治体にどんどん研修に行ってもらい、知見を広げていただく、そういったことで素晴らしい施策が発案され、実現するのではないかと考えております。業務を平準化するということは、職員に余裕を与えることにもなります。職員に余裕を持たせ、行政職員として自己研さんに努められる環境、そういったものを少しでも整えることが必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、持続可能な地域の将来のため、幅広い視点で事務事業を展開することが求められている現状からも、複雑化し、増大する各種事務事業を職員が不安なく対応するためには、地方自治体の行政運営の基本をしっかりと認識すること、将来を見据えた健全な財政運営を図る必要があること、地方公務員として公正公平に業務を遂行する必要があることなど、これらの基本事項を全職員が認識し、職員のスキルアップを図ることが重要であると考えております。外部での研修に加えまして、今後の持続可能な行政運営に必要な実務等の基本研修の継続など、職員一人一人が自己啓発に取り組むことができるよう、将来的な業務の平準化を見据えた環境改善に努めてまいりたいと考えます。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。やはり職員の皆さんがあつての町だとも思いますし、職員の皆さんに元気がなければ、いい町づくりというのはできないと思っていますので、職員の負担の軽減、よろしくをお願いしたいと思います。

最後に、先ほどから申し上げているとおり、公共施設等を維持していくことは難しく、交流人口の増加やコミュニティ形成を目指すのであれば、大事なものは箱物ではなく、人と人をつなげるソフト事業です。職員も頑張っていますので、箱物にお金をかけるのではなく、人を育てることや人と人をつなげる事業など、そういったソフト事業にお金を注いでいただきますよう、最後をお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君の一般質問を以上で終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

○散会の宣告

○議長（高橋 実君） 本日はこの程度にとどめ、明日16日午前9時より会議を開きます。

それでは、これにて散会いたします。

散 会 （午前11時33分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和5年 月 日

議 長 高 橋 実

議 員 宇 佐 神 幸 一

議 員 渡 辺 三 男

第 3 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和5年第3回富岡町議会定例会

議事日程 第2号

令和5年6月16日(金) 午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

報告第7号 令和4年度富岡町継続費繰越しの報告について

報告第8号 令和4年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について

報告第9号 専決処分の報告について

議案第30号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第31号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第32号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和5年度の町税等の減免に関する条例の一部を改正する条例について

議案第33号 工事請負契約について

議案第34号 動産の取得について

議案第35号 令和5年度富岡町一般会計補正予算(第1号)

日程第3 委員会報告

1、総務文教常任委員会報告

2、産業厚生常任委員会報告

3、議会運営委員会報告

4、議会広報特別委員会報告

5、原子力発電所等に関する特別委員会報告

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(10名)

1番 堀本典明君

2番 佐藤教宏君

3番 佐藤啓憲君

4番 渡辺正道君

5番 高野匠美君

6番 遠藤一善君

7番 安藤正純君

8番 宇佐神幸一君

9番 渡辺三男君

10番 高橋実君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	山本育男君
副町長	高野剛君
副町長	竹原信也君
教育長	岩崎秀一君
会計管理者	植杉昭弘君
総務課長	志賀智秀君
企画課長	杉本良君
税務課長	斉藤一宏君
住民課長	猪狩力君
福祉課長	飯塚裕之君
健康づくり課長	黒澤真也君
生活環境課長	遠藤博生君
産業振興課長	原田徳仁君
都市整備課長	大森研一君
教育総務課長	松本真樹君
生涯学習課長	坂本隆広君
郡山支所長	佐藤邦春君
いわき支所長	猪狩直恵君
総務課課長補佐 兼秘書係長	大和田豊一君
産業振興課 課長補佐	佐藤美津浩君
代表監査委員	坂本和久君

○事務局職員出席者

参議事 会務局 事務局 兼局長	小林元一
--------------------------	------

議兼
会庶
事務
局係
主任
長
議
会
庶
務
係
主
局
事

杉 本 亜 季
高 橋 優 斗

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（高橋 実君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第3回富岡町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（高橋 実君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長（高橋 実君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

1番 堀 本 典 明 君

2番 佐 藤 教 宏 君

の両名を指名いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋 実君） 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、報告第7号 令和4年度富岡町継続費繰越しの報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） おはようございます。報告第7号 令和4年度富岡町継続費繰越しの報告についてご説明いたします。

令和4年度で継続費を設定いたしました第6款農林水産業費、第1項農業費、事業名、被災地域農業復興総合支援事業の令和4年度年割額11億770万円のうち全額を令和5年度へ逐次繰越したため、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第7号 令和4年度富岡町継続費繰越しの報告についての件を終わります。

次に、報告第8号 令和4年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） 報告第8号 令和4年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についてご説明いたします。

令和4年度一般会計予算の繰越明許費設定事業、第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費、事業名、戸籍情報システム事業、ほか6件の事業について、報告第8号記載のとおり、歳出予算の経費の一部または全部を地方自治法施行令第146条第1項の規定により令和5年度へ繰り越しましたので、同法同条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第8号 令和4年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を終わります。

次に、報告第9号 専決処分についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） 報告第9号 専決処分の報告についての内容をご説明いたします。

報告いたします専決処分につきましては、福島県内の全市町村並びに市町村の一部事務組合及び広域連合によって構成される福島県市町村総合事務組合の規約に変更が生じたため、地方自治法第286条第1項の規定により所要の変更を行ったものでございます。

規約の変更は、福島県市町村総合事務組合の構成団体である田村広域行政組合が令和5年3月31日をもって解散し、当該組合から脱退して、地方自治法第286条第1項の規定による規約の変更協議があったことから、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定について第2項の規定に

より専決処分いたしましたので、報告するものでございます。

報告第9号別紙、専決第8号専決処分書、報告第9号別紙資料、規約新旧対照表を併せて御覧ください。変更は、これまで縦書きであった規約を左横書きに改めるとともに、漢数字は固有名詞の全部もしくは一部をなす場合以外はアラビア数字に改め、第3条中「上欄」を「左欄」に、「下欄」を「右欄」に改め、別表第1中、田村広域行政組合を削るものです。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第9号 専決処分の報告についての件を終わります。

次に、議案第30号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 提案の理由を町長より求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 皆さん、おはようございます。富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、富岡町固定資産評価審査委員会の委員、伏見克彦氏が令和5年6月30日をもって任期満了となりますので、引き続き本委員会の委員に伏見克彦氏を選任いたしたく、ご同意をお願いするものであります。

伏見氏は、昭和32年12月に本町に生まれ、年齢は65歳であります。昭和56年3月に法政大学を卒業し、同年4月から富岡町役場の職員として住民課長、総務課長等を歴任され、平成30年4月からは一般社団法人とみおかプラス、事務局長として本町の魅力を発信し、町と人をつなぐ仕組みづくりや、ふるさとを未来につなぐまちづくり活動に積極的に取り組むなど、38年にわたり町民に寄り添い、職員としての職務を全うされました。また、昨年12月からは民生児童委員として社会福祉の増進に積極的に取り組むなど多岐にわたりご活躍されている方であります。このように、伏見氏は本町の状況を熟知しており、長年の行政経験と豊富な知識と経験を有した人格、識見ともに優れた方であり、固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えておりますので、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（高橋 実君） ただいまの出席議員は9名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（高橋 実君） 投票用紙の配付漏れありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（高橋 実君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（高橋 実君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（高橋 実君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、堀本典明君、2番、佐藤教宏君、3番、佐藤啓憲君、以上の3名を指名いたします。

よって、立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（高橋 実君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成9票、以上のとおり賛成が全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、ご了承賜りたいと思いますが、慣例により本件につきましてはご挨拶を省略させていただきます。

次に、議案第31号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件については、さきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（斉藤一宏君） おはようございます。それでは、議案第31号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、地方税法施行令の改正及び令和5年度の国民健康保険税の税率変更等に伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容としては、地方税法施行令の改正に伴う医療保険の負担について、負担能力に応じた公平性の観点から、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額が後期高齢者支援金で20万円から22万円に改められ、保険税軽減判定のための所得額が5割軽減では1人当たり28万5,000円から29万円に、2割軽減では1人当たり52万円から53万5,000円にそれぞれ引き上げられるものです。

次に、令和5年度の国民健康保険税を算定するに当たっては、保険税の必要額が6,801万2,643円の大幅な減額となったことから、令和5年度の保険税率は総体的に引下げになる改正内容となっております。

それでは、議案第31号別紙資料、富岡町国民健康保険税条例新旧対照表によりご説明いたします。資料5ページから6ページを御覧ください。第2条、課税額の改正については、同条第3項において、

後期支援金分の限度額を20万円から22万円にそれぞれ改めるものです。

第3条から第5条の2にかけては、医療一般分に係る改正で、第3条第1項は所得割額算定率を100分の8.50から100分の7.85に改め、第5条は均等割額を3万3,000円から3万円に、第5条の2は均等割額の改正で、第1号から第3号までそれぞれ記載のとおりの金額に改めるものです。

資料6 ページ中段から7ページを御覧ください。第6条から第7条の3にかけては、後期支援金分に係る改正で、第6条は所得割額算定率を100分の3.03から100分の2.82に改め、第7条の2は均等割額を9,200円から9,000円に、第7条の3は平等割額の改正で、第1号から第3号までそれぞれ記載のとおりの金額に改めるものです。

第8条から第9条の3にかけては、介護納付金分に係る改正で、第8条は所得割額算定率を100分の3.06から100分の2.80に、第9条の2は均等割額1万円を9,000円に、第9条の3は平等割額7,000円を6,000円にそれぞれ改めるものです。

納期を規定している第12条は、第2項を第3項に繰り下げ、条文中「第9条」を「次条」に改め、新たに記載の第2項を追加するものです。

7ページ下段から12ページを御覧ください。国民健康保険税の軽減を規定している第23条は、第1項条文中「20万円」を「22万円」に改め、7割軽減を規定している同項第1号はアからカまでそれぞれ記載のとおりの金額に改めるものです。5割軽減を規定している同項第2号は、条文中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同号アからカまでそれぞれ記載のとおりの金額に改めるものです。2割軽減を規定している同項第3号は、条文中「52万円」を「53万5,000円」に改め、同号アからカまでそれぞれ記載のとおりの金額に改めるものです。未就学児の属する国保世帯に対する軽減を規定している同条第2項は、第1号から第2号までそれぞれ記載のとおりの金額に改めるものです。

12ページ中段から17ページを御覧ください。非自発的失業者に係る国民健康保険税の減額を規定している第23条の2は、条文中「第24条の2」を「第24条の2第1項」に改め、減額の申請を規定している第24条の2は、第2項条文中「その他の特例対象被保険者等」以下の文言を「又は雇用保険受給資格通知」以下記載の文言に改めるものです。

課税の特例を規定している附則は、第2項条文中「第23条第1項」を「第23条」に、「同項」を「同条第1項」に改め、第3項、第4項、第6項から第9項、第12項、第13項の条文中「第23条第1項の」を「第23条の」にそれぞれ改めるものです。

なお、本条例の附則として、施行期日は公布の日からとし、適用については令和5年4月1日からとして遡及適用するものです。

説明は以上になります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第31号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和5年度の町税等の減免に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件についても、さきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（斉藤一宏君） それでは、議案第32号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和5年度の町税等の減免に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例は、3月の定例会において議決をいただいたところではありますが、その後、国の原子力災害対策本部において、本町の特定復興再生拠点区域の避難指示解除が4月1日に決定したことを受け、国保税及び医療費一部負担金免除措置に対する財政支援の見直しが3月30日に厚生労働省において行われたことから、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、ご審議いただくものであります。

それでは、議案第32号別紙資料、富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和5年度の町税等の減免に関する条例新旧対照表によりご説明いたします。資料18ページから19ページを御覧ください。第2条の定義の改正は、同条第4号ア及びイにおいて、「令和5年3月31日」を「令和5年4月1日」に改めるものです。

第5条は、国民健康保険税の減免を規定するもので、第2項条文中「被災者に該当する」を「被災者で、当該に、「合算した額が、」の読点を削り、「超える世帯」の次に括弧書きで「以下「上位所得層」という。」を追加し、「適用しない」の次に、ただし書で避難指示区域の指定が解除された特定復興再生拠点区域に住所を有していた上位所得層に対する本年9月末までの保険税免除を規定する文

言を追加するものです。

第6条は、介護保険料の減免を規定するもので、第2項条文中「633万円以上の者」の次に括弧書きで「以下「上位所得者」という。」を追加し、「適用しない」の次に、ただし書で避難指示区域の指定が解除された特定復興再生拠点区域に住所を有していた上位所得者に対する本年9月末までの保険料免除を規定する文言を追加するものです。

なお、本条例の附則として、施行期日は公布の日からとし、適用については令和5年4月1日からとして遡及適用するものであります。

説明は以上になります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第32号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和5年度の町税等の減免に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 工事請負契約についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を教育総務課長より求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） 皆様、おはようございます。議案第33号 工事請負契約についてご説明申し上げます。

本事業は、子供の放課後における遊びや生活の場を提供するとともに、共働きや独り親世帯などの保護者が安心して働くことができるよう、子供と保護者とが安心できる教育環境の充実と定住、帰町意欲の向上及び町内居住人口の拡大を図ることを目的とし、小学校に隣接した土地に新たに放課後児童クラブ施設を整備するものです。

財源については、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金、避難地域復興拠点推進交付金により実施するものです。

工事实施事業者の選定につきましては、5月26日に指名競争入札が執行され、入札参加資格を有する4社が応札し、予定価格以下でありましたので、工事請負契約を仮契約いたしました。

それでは、議案第33号別紙資料1、1ページを御覧ください。本工事請負契約の締結に係る工事請負契約書の写しです。工事の名称は、放課後児童クラブ施設整備工事です。工事の場所は、富岡町大字小浜字中央地内、工期は着工を議会の議決を得た日から3日を経過する日とし、完成を令和6年3月15日としております。工事請負代金の額は、消費税を含め3億5,090万円であり、請負者は福島県双葉郡富岡町中央1丁目92、桂建設株式会社、代表取締役社長、石井卓です。

2ページに本契約に係る特約条項を、3ページには入札状況調書を添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

次に、資料5ページ、議案第33号別紙資料2を御覧ください。資料上段に事業目的と財源について記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、今回実施いたします工事概要につきましては、小学校隣接地の旧富岡幼稚園跡地、約5,000平米の敷地に木造平家建て、建築面積646.20平米の放課後児童クラブ施設を建設するものでございます。

次に、スケジュールにつきましては、工事期間については確認検査も含めて9か月であり、令和6年3月中旬には完成予定でございます。令和6年春に施設開所を予定しております。

また、外観の完成予定図を左側に、平面図と内覧予定図を右側に掲載しております。外観につきましては、地域の自然環境、隣接する周辺住宅地や小中学校に調和したものとなっております。平面図を御覧ください。建物の中央を境に西側を動の空間、東側を静の空間とし、動の空間には児童が過ごす児童クラブ室2室と軽微な屋内運動ができる多目的ホールを設置しております。静の空間には、静かに学習することができる子ども教室2室と事務室を設置しております。建物の北側には、管理スペースとして、車椅子等にも対応したゆとりのあるトイレや職員ロッカー、教材などを保管する倉庫等を設置しております。内部空間につきましては、木のぬくもりが感じられ、統一感のある温かみのある空間となっております。

今後、令和6年春の施設開所に向け、安全第一に工事を進めてまいります。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく御願いたします。

○議長（高橋 実君） 暫時休議します。

休 議 （午前 9時45分）

再 開 （午前 9時45分）

○議長（高橋 実君） では、再開いたします。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第33号 工事請負契約についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 動産の取得についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を生活環境課長より求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） それでは、議案第34号 動産の取得についての内容をご説明いたします。

今回取得しようとする動産は、小型動力ポンプ積載車1台であります。過日行われました物品購入の入札結果により、物品購入契約が調いましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を賜りたく議案を提出したものでございます。

車両の購入は、現在富岡町消防団に配備されている小型動力ポンプ積載車のうち1台を更新するもので、対象は主に富岡町太田地区を管轄する富岡町消防団第6分団第2班に現配備されております昭和55年12月登録の同種の車両となります。この車両は、登録から既に42年が経過しており、車両、ポンプともにその性能に衰えが見られるとともに、修繕の際には正規部品の調達もできなくなっているなど、本来の機能を十分に発揮することが難しい状況となっております。町民の生命と財産を守るため、火災現場において迅速かつ確実な初期消火活動ができる状態を維持すべく、このたび老朽車両の更新を行うものであります。

議案別紙資料7ページ、議案第34号別紙資料1を御覧ください。物品購入契約書の写しとなります。契約件名は、小型動力ポンプ積載車購入、契約金額は消費税を含め1,701万7,000円、納入期限を令和6年3月31日としております。契約の相手方は、住所、福島県いわき市内郷綴町金谷15番地4、氏名、

東部産業株式会社自動車部、代表取締役、菊池一隆であります。

なお、裏面 8 ページには入札状況調書の写しを添付しておりますので、ご確認願います。

続きまして、9 ページ、議案第34号別紙資料 2 を御覧ください。今回取得しようとする小型動力ポンプ積載車の概要となります。左側上段、1、購入目的につきましては、先ほどお話しいたしましたとおり、老朽車両の更新でございます。

中段、2 の車両種別や仕様でございますが、ファイブドア、ディーゼルエンジン、6 速オートマチックトランスミッションの 4 輪駆動車で、乗車定員は 6 名となっております。積載するポンプは、日本消防検定協会にて B-2 級の認定を受けた小型動力ポンプであり、散光式の赤色警光灯やドライブレコーダー等の安全装置に加え、消火活動に必要な管鎗や消防用ホースなど、標準装備一式を備えた車両となります。本町でこれまで導入していた車両は、トラックベースのものが主流でございましたが、今回は普通運転免許で運転可能なワンボックスタイプの車両を採用、かつオートマチック車ということで多くの団員が制限なく運転できる車両としております。あわせて、ポンプの積卸しをスムーズに行えるよう、少人数でも操作可能な油圧式の電動昇降機を装備しております。

資料右側、3、車両イメージを御覧ください。上の写真がワンボックスタイプの車両をイメージ、中段の 2 枚がポンプ及び電動昇降機のイメージとなっております。

資料右下、4、スケジュールでございますが、本定例会においてご議決をいただきました暁には、来年 1 月までに設計やシャシー用一次架装、積載品等の調達を行い、3 月上旬までに艤装、電装、組みつけ等を実施、検定、登録を経て、3 月下旬納品を予定しております。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

6 番、遠藤一善君。

○6 番（遠藤一善君） 1 点だけ確認したいのですけれども、今までのトラック形式のやつからワンボックスカーということで、運転免許証を優先してワンボックスカーにしたのだと思うのです。その部分に関しては理解できるのですけれども、少人数でもできるということで、小型ポンプは油圧で落とせるということなののですけれども、それ以外の機材が、脇も扉ないですし、後ろの扉から中に入って吸管とかいろんなものを出さなければいけない。照明が一番奥にあるので、そういうのを含めて、意外に上に上がるということで結構手間がかかるのです。逆に少人数にとらわれ過ぎて、作業性が悪いと思うのですけれども、その辺は分団とか、庁舎内とかでどちらかをてんびんにかけたのだと思うのですけれども、その辺、もう少し詳しく教えてもらっていいですか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） お答えいたします。

議員のご指摘については、そのようなことが実際生じ得るものと考えておりますが、車両としましては他の自治体でも導入実績があるものでございまして、さらには実際に配備をする消防団との調整

も行って、この形で運用が可能ということで調整を行ったものでございますので、ご理解をいただければ幸いです。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 使用するところと調整をしているということであれば、それで結構なのですが、実際に利用したときに、やはりトラック型がいいのか、このワンボックスタイプがいいのか、次に交換するときは、その辺どちらを優先しなければいけないのかきちんと検証した上で、次のときには選んでいただければと思うのですが、その辺は大丈夫でしょうか。申し送りきちんとしていただけますでしょうか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） ご意見ありがとうございます。今回の車両購入につきましては、実際に実車を確認をした上で決定をしておりますが、なお使ってみての使い勝手の部分についてはやってみないと分からないという部分、ご指摘のとおりだと思いますので、その点につきましては、今後の車両の更新に当たって、実際に検証した上で行っていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） ちょっとこれお尋ねしたいのは、契約の方法なのですが、これを見ると、取得の方法は買入れとなっております。先ほどの工事なんかでは、指名競争入札とか、町である程度この指名業者というので入ってくると思うのですが、こういう動産の取得の場合は入札の資格の選定はどのように決定されるのか、その辺教えてください。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） お答えします。

入札指名参加を業者が提出する際に、消防車両の納入が可能だという申出を行った業者を指名委員会において選定をしているという状況でございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） この業者って指名するのではなくて、どの業者でもいいから、こういう条件に合った業者は歓迎ですよという入札をやっているということですか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） 繰り返しになりますが、総務課に提出いただいている入札指名参加願の中で、消防車両の納入が可能という参加願を提出している業者を選定しているということでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。
討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第34号 動産の取得についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 令和5年度富岡町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） それでは、議案第35号 令和5年度富岡町一般会計補正予算（第1号）の内容をご説明申し上げます。

今回の予算補正は、住民税均等割非課税世帯への給付金支給に係る生活支援臨時特別事業や、令和4年度特別給付受給者など子育て世帯への給付金支給に係る子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の実施などのため、必要な経費の予算補正を行うものであり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,873万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143億5,603万7,000円とするものです。

それでは、第1表、歳入歳出予算についてご説明いたします。3ページをお開き願います。初めに、歳入について申し上げます。第14款国庫支出金、第2項国庫補助金4,855万3,000円増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,920万円の増、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金800万円の増、子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金135万3,000円の増によるものです。

第18款繰入金、第2項基金繰入金2,018万3,000円増額は、歳入の不足額を補填するために財政調整基金より2,018万3,000円を繰入れするものです。

次に、歳出についてご説明いたします。4ページを御覧ください。第2款総務費、第1項総務管理費23万1,000円増額は、郡山支所の駐車場敷地賃借料23万1,000円増によるものです。

第3款民生費、第1項社会福祉費5,082万8,000円の増額は、生活支援臨時特別事業費5,082万8,000円の増によるものです。第3款民生費、第2項児童福祉費935万3,000円の増額は、令和4年度特別給付受給者などへの給付金支給に係る子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費935万3,000円の増によるものです。

第10款教育費、第3項中学校費59万4,000円の増額は、エレベーター保守点検業務委託料59万4,000円の増によるものです。

第13款予備費、第1項予備費773万円の増額は、特定復興再生拠点区域の避難指示解除に伴うイベントに予備費から773万円を充当し、執行したため、今後の緊急の支出に備え、同額を予備費に増額するものです。

説明は以上です。ご承認方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑の方法については、慣例により歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。8ページ、お聞きください。8、9ページありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 次に、歳出の部に入ります。10ページ、11ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 12、13ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第35号 令和5年度富岡町一般会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この後休議をいたしますが、休議の中で各委員会を開いていただきます。

委員会の開催時間と場所について申し上げます。この後直ちに第1委員会室において総務文教常任委員会、第2委員会室において産業厚生常任委員会を開催していただき、その後議会運営委員会を第1委員会室で、終わりましたら議会広報特別委員会を第1委員会室で開催していただき、最後に原子力発電所等に関する特別委員会を全員協議会室で開催していただきますようお願いいたします。

それでは、10時25分まで休議します。

休 議 (午前10時06分)

再 開 (午前10時19分)

○議長(高橋 実君) では、再開いたします。

○委員会報告

○議長(高橋 実君) 日程第3、委員会報告に入ります。

初めに、総務文教常任委員会の報告を委員長より求めます。

6番、遠藤一善君。

[総務文教常任委員会委員長(遠藤一善君)登壇]

○総務文教常任委員会委員長(遠藤一善君) 報告第16号、令和5年6月16日、富岡町議会議長、高橋実様、総務文教常任委員会委員長、遠藤一善。

閉会中の継続調査の申出について。本委員会は、6月16日午前10時7分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。(1)総務課に関する件、(2)企画課に関する件、(3)税務課に関する件、(4)住民課に関する件、(5)教育総務課に関する件、(6)生涯学習課に関する件、(7)出納室に関する件、(8)議会事務局に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出をいたします。

○議長(高橋 実君) お諮りいたします。

ただいま総務文教常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、産業厚生常任委員会の報告を委員長より求めます。

7番、安藤正純君。

〔産業厚生常任委員会委員長（安藤正純君）登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（安藤正純君） 報告第17号、令和5年6月16日、富岡町議会議長、高橋実様、産業厚生常任委員会委員長、安藤正純。

閉会中の継続調査の申出について。本委員会は、6月16日午前10時7分より富岡町役場第2委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。(1) 都市整備課に関する件、(2) いわき支所に関する件、(3) 郡山支所に関する件、(4) 健康づくり課に関する件、(5) 福祉課に関する件、(6) 農業委員会に関する件、(7) 産業振興課に関する件、(8) 生活環境課に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、庶務係長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま産業厚生常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

4番、渡辺正道君。

〔議会運営委員会委員長（渡辺正道君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（渡辺正道君） 報告第18号、令和5年6月16日、富岡町議会議長、高橋実様、議会運営委員会委員長、渡辺正道。

閉会中の継続審査及び調査の申出について。本委員会は、6月16日午前10時9分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査及び調査事件。(1) 会期、議事日程、議案の取扱い、発言等議会の運営に関する件、(2) 議会関係例規類の制定、改廃に関する件、(3) 議長の諮問に関する件。

2、審査及び調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査及び調査の結果。審査及び調査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査及び調査の要ありと決したので、富岡町議会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申

出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会広報特別委員会の報告を委員長より求めます。

5番、高野匠美君。

〔議会広報特別委員会委員長（高野匠美君）登壇〕

○議会広報特別委員会委員長（高野匠美君） 報告第19号、令和5年6月16日、富岡町議会議長、高橋実様、議会広報特別委員会委員長、高野匠美。

閉会中の継続審査の申出について。本委員会は、6月16日午前10時10分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。議会の広報等及び議会報の編集に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま議会広報特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、渡辺三男君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君） 報告第20号、令和5年6月16日、富岡町議会議長、高橋実様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺三男。

閉会中の継続審査の申出について。本委員会は、6月16日午前10時12分より富岡町役場全員協議会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。原子力発電所並びに東日本大震災に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

○動議の提出

〔「議長、1番」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） この際、議決の結果生じた字句等の整理について議長に委任するため動議を提出いたします。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま1番、堀本典明君より動議の提出がありました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

動議の内容について、1番、堀本典明君より説明を求めます。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） 本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任いたしたく発案いたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいまの動議のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の本筋を失わない範囲における修正等について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に一任することに決しました。

○閉会の宣告

○議長（高橋 実君） 以上をもちまして本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしま

した。

これをもって令和5年第3回富岡町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 （午前10時31分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和5年 月 日

議 長 高 橋 実

議 員 堀 本 典 明

議 員 佐 藤 教 宏